

平成15年3月4日

1. 出席議員

1 番	水 頭	喜 弘	13 番	田 中	教 英
2 番	橋 爪	敏	14 番	青 木	幸 平
3 番	光 武	勝 利	15 番	中 村	清
4 番	山 口	瑞 枝	16 番	谷 口	忠 雄
5 番	中 村	雄一郎	17 番		(欠番)
6 番	橋 川	宏 彰	18 番	小 池	幸 照
7 番	森 田	峰 敏	19 番	東	邦 彦
8 番	北 原	慎 也	20 番	吉 田	正 明
9 番	笠 告	文次郎	21 番	谷 川	清 太
10 番	寺 山	富 子	22 番	松 尾	征 子
11 番	中 西	裕 司	23 番	岩 吉	泰 彦
12 番	井 手	常 道	24 番	中 島	邦 保

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	大 串	昭 則
局 長 補 佐	関	正 和
管 理 係 長	坂 本	芳 正

平成15年3月4日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1

一般質問（通告順による）

平成15年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	22 松 尾 征 子	<p>1. いまこそ鹿島市の歴史と文化をまもり市民の声が通る福祉優先のまちづくりを</p> <p>(1) 子どもが安心して育てられる鹿島市を</p> <p>① 就学前の乳幼児医療費無料化の実現を</p> <p>② 放課後および長期休暇時の子供の安全の為（学童保育所）</p> <p>③ 保育料について</p> <p>(2) 高齢者や障害者が安心して暮らせる鹿島市を</p> <p>① 障害者支援費制度について</p> <p>② 介護保険制度、保険料の見直しについて</p> <p>(3) 国保は国が責任をもつ社会保障制度、国保事業健全化の取り組みを</p> <p>(4) 住民基本台帳ネットワークシステムについて</p> <p>(5) 市町村合併について</p> <p>(6) 職員の健康管理について</p>
2	8 北 原 慎 也	<p>1. 平成15年度予算（一般会計）に関連して</p> <p>(1) 財政の見直しについて</p> <p>(2) 第四次総合計画実施計画の遂行への影響</p> <p>(3) 身体障害者福祉政策への配慮</p> <p>2. 行政改革の一環として</p> <p>(1) 職員のネームプレートを変える</p> <p>(2) 環境問題を全職員・全市民の問題として推進するため部署を変える</p>
3	15 中 村 清	<p>1. 市町村合併について</p> <p>(1) 市民への説明責任は？</p> <p>(2) 結果責任は？</p> <p>(3) 今後の課題は？</p>
4	5 中 村 雄一郎	<p>1. 有明海再生法施行に伴う水産資源の回復と環境保全について</p> <p>(1) 佐賀県の有明海再生に関する計画について</p> <p>(2) 有明海の環境保全</p> <p>① 公共下水道と合併浄化槽</p> <p>イ 特定環境保全公共下水道</p> <p>ロ 市町村設置型浄化槽</p> <p>ハ EMを活用した生活排水対策</p> <p>(3) 水産資源の回復と漁業振興</p> <p>① しゅんせつや海底掘り起こしによる改善</p> <p>② 海の森事業</p>

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	5 中 村 雄一郎	2. 明るく安全で健康的なまちづくりを (1) 幹線道路沿いの店舗の必要性 (2) 街路灯と防犯灯の設置基準 (3) 歩道や自転車道の整備 (4) 公衆電話の設置について 3. ゆとりと活気に満ちた学校教育の在り方について (1) 東部中二学期型の目的と成果 (2) 中学及び高校生の市外流出の現状と見解

午前10時 開議

○議長（中島邦保君）

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中島邦保君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。

まず、22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

おはようございます。22番松尾です。通告いたしました件について質問をしたいと思えます。項目も非常に多く出しておりますが、これまで取り上げてきた問題ですので、さわりの分でいくと思えますので、答弁の方も余分な事務説明などは要りませんので、明確な御答弁をお願いしたいと思います。

今回、今こそ鹿島市の歴史と文化を守り市民の声が通る福祉優先のまちづくりをということで通告をいたしております。特に、鹿島市の歴史と文化を守ることについては、今、市町村合併問題が大きく盛り上がっておりますので、そういうことを土台に置きながら私は通告をさせていただきました。

さて、本論に入っていきたいと思いますが、小泉内閣が誕生して2年たちました。小泉内閣がこの2年でやってきたことは何だったのでしょうか。一生懸命頑張っている企業を不良債権処理の中でつぶし、倒産と失業を激増させることでした。また、財政が大変だからと言いながら大型公共事業や軍事費は聖域にしたまま医療、年金、介護、雇用保険など社会保障の改悪に次ぐ改悪、国民には負担増と給付削減を押しつけることばかりです。ことしから来年にかけ健保の本人3割負担、介護保険料の大幅値上げが計画され、所得税、発泡酒などの増税のあと合わせると何と4兆円もの負担増が強行されようとしていると言われております。そ

の上、今、財界からは消費税の税率を16%まで引き上げる途方もない計画さえ持ち出されています。このことは鹿島市民の暮らしと命を脅かし続けています。こんなときこそ地方自治体が住民の暮らしを守るために住民本位の福祉、教育に力を入れていかななくてはならないと思いますが、逆にこれらの切り捨てこそ守る立場に立ち切れていない、まさに自治体の役割を投げ捨てるものになっていると思います。一方、全国的には、全国の流れの中で地方自治体が住民本位の政治、自治体本来の政治を取り戻そうとする流れも大きく広がりつつあります。鹿島市も歴史と文化を守り市民の声が通る福祉優先のまちづくりを積極的に取り入れ、自治体本来の姿を取り戻すことを願いながら質問をしたいと思います。

さて、子供が安心して育てられる鹿島市ということです。

先ほど発表されました平成15年度施政方針演説及び提案理由説明の中で、だれもが安心して住みよいまちづくりにするためには、少子・高齢化の進展にどのように取り組むか考えなければいけません。乳幼児医療費助成や放課後児童クラブの充実、子育て支援の充実など、少子化の流れを変えるため子育ての支援体制の整備を進めます、と市長が述べられました。

私は市民の多くの要求であるこの問題については一貫して取り上げてまいりました。このような中で出産費用の問題、3歳までの医療費の現物支給の問題など、多くの皆さんと取り組む中でその要求が実現されてきました。特に、乳幼児医療については、15年度から3歳児の歯科医療については無料化するということが条例や予算が上程されております。しかし、市長が施政方針にうたったにしては余りにも形式だけだという感じもします。その予算にしてみれば960千円、昨年12月議会でも指摘いたしましたように、3歳未満の子供たちが3割から2割負担になったことで約11,000千円の不用額、つまり市の支出が減っているわけです。それだけでも子供の医療費助成に使うべきだと思います。

医療費助成、医療費無料化の効果というのが思わぬところに出てきているということを私は知りました。これは岐阜県の笠松町というところなんです。1978年の2万2,768人をピークに94年には最高時から1,542人も人口が減少するというそういうことが起きています。そのような中でまちづくりをどうしたらいいか、そういう検討がされたようです。変わりなくどこでも開発型の計画がどんどん提案をされたようですが、町の活性化のためには若者が住みつき、子供たちが育てやすい環境づくりが必要だと、そのために国保税の引き下げや医療費無料化の拡大が必要ということで取り組まれ、中学卒業まで医療費を無料にするということが進みました。そして、このことは子育て支援に大きな力になっただけでなく、町に永住する人たちがふえてきたということです。また、出生率が上がり人口もふえる。さらには、全国的に建設業が不況で倒産が続く中で、中小のマンション、アパートが建ち、景気回復に大きく影響したと聞いています。そんな中で国保税の引き上げも10年間ストップをされているということです。もちろんどこも財政状況は変わりなく苦しいものです。ただ、そのようなところでは金の使い方が違うようです。

既に3歳の医療費無料について今議会に提案をされておりますが、これを入り口としてさらに拡大して取り組んでいただきたいと思いますし、そのことでやっていただけると信じておりますが、今後市長はこの問題についてどのように取り組んでいかれるのかお聞かせいただきたいと思ひます。ぜひ6歳までの医療費無料の実現、そして、さらには歯科のみでなく全疾患にと大きく進んでいただきたいと思います。

次に、放課後及び長期休暇時の子供の安全のためということで学童保育所の問題で上げておりますが、今日、この不況の中と申しますか、特に今母子家庭も非常に多くなっております。そういう中で働くお母さんたちというのもふえておりますが、今子供たちが特に少人数家族で1人か2人というところもありますので、昔のように自分のうちで子供たちだけで遊ぶということも非常にできない状況も生まれております。そういう中で、私はこれまでも子供たちが放課後安心して生活できるように、お母さんたちが安心して仕事ができるように学童保育所の充実を訴え続けてまいっております。そういう中で確実に学童保育所として見られているのが1カ所あるわけですけれども、しかし、これまでの取り組みの中でも必要性は認めながらも場所がないとか、その他いろんな事情で実現をしていません。この学童保育所はできれば地域に最低一つずつは欲しいものであります。そういう中で、今放課後の子供たちの状況というのがどういふ状況で守られているのかということを一カ所を1点。

それから、春休み、夏休み、冬休みとありますが、特に夏休みの休暇時の子供たちの問題についてはどういふ対応がされているのか。以前、ちびっ子教室などというのもありましたが、その対応は今どうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

次に保育料金の問題です。

これも今特に保育料金を何とかもっと安くしてもらいたいなどの要求が非常に強くなっておりますが、全国的にもこの保育料金につきましては、今日の情勢の中でやはり少しでもお母さんたちが安心できるようにということで、今鹿島市は3人目から無料になっていると思ひますが、既に第1子からゼロ歳児を無料にするとか、それから3歳児までは無料にするとかいふような、そういう施策を進めている自治体も生まれてまいりました。私は子育て支援、少子化対策はもちろんです、今日の経済状況の中から申し上げても、このことを鹿島でも取り入れてもらいたいと思ひますが、その点についていかなのかお尋ねをしたいと思います。

次に移ります。

高齢者や障害者が安心して暮らしていける鹿島市をというところに入っていきたいと思ひます。

障害者の支援費制度について、まずお尋ねをします。

支援費制度の実施が間近になってきましたが、今この制度が導入されようとするに当たって、障害者や家族はもちろんです、関係者の中に不安と混乱が広がっております。本来なら、障害者が安心して福祉サービスを利用するために歓迎されるものでなければならぬのですが、

そうではないようです。どうしてでしょう。自治体自体も深刻なようです。支援費制度について障害者を守る全国連絡協議会などが自治体からアンケートをとっていますが、それによれば支援制度について何とか実施できると答えたところがわずか51%、見通しがないが何と21%にも上がったと聞いています。それに加えて小泉内閣が来年度予算編成で障害者関係予算を大幅に抑制する方針を打ち出しているからです。不安と混乱が広がるのは当然のことではないでしょうか。障害者が安心して福祉サービスを利用できるようにするためには、その一つに障害者が自立して生活できる支援費制度にすること、次に、おこなっている福祉サービスの基盤整備に全力を挙げること、最後には、国は障害者予算の大幅な増額を行うことが大切だと考えます。これまで戦後続けられてきた障害者福祉制度が大きく変わろうとしています。これまでの措置制度の中で障害者福祉サービスは十分とは言えない面もありましたが、国と自治体で直接的な責任を負い、それを提供してきました。ところが、今回の介護保険と同じように障害者本人が利用をしたいサービスを決め、みずからサービス事業者を選んで契約するというように、大きく変わっていくようです。

政府は支援費制度を導入するに当たっては、いかにも個人を尊重するためのような国の説明もあっておりますが、実際のねらいは国庫負担を減らし、福祉への市場原理の導入をねらいとした社会保障、構造改革、その一環である社会福祉基盤構造改革に基づいて具体化されていますし、そのために多くの問題が出てきているのではないのでしょうか。

ここで大切なのは、新しい制度のもとでまず責任の問題があると思います。今回の制度は、福祉サービスの確保は原則として障害者個人の責任とされています。国や自治体は支援費の助成などあくまでも第三者的になると述べています。つまり、契約制度が成り立つためには十分な情報、選べるだけのサービス、サービスを利用する上での必要なお金が障害者になければなりません。今、私は今回の制度を導入するに当たり、問題点となる一部について述べましたが、この件については市としてはどのようにお考えになっているのか、まずお答えください。

また、意思能力が十分でない知的障害者の人などは自分で契約すること自体が困難です。自己責任だけで強調されることになり、行政が責任を後退させることになるなら弱い立場にある障害者は制度そのものから排除されてしまうという危険性があります。このようなことはあってはいけないことです。さて、今回の制度の中でそういうことはあり得ない、起こり得ないという自信がおありでしょうか、お答えください。

さて、支援費制度は支援費や利用料負担の設定、認定審査、ケアマネジメントなど鹿島市が自主的に仕事を行うことになるとと思いますが、4月から始まるに当たり、この体制が既に整っていなければならないと思いますが、障害者の状況に合わせどのようなサービスを組み合わせるか、また事業者との契約ができるかなど、あつせん、調整、要請の役割をちゃんと果たせなくてははいけません。それには専門の職員の配置などが必要だと思いますが、その準

備などはどのように進んでいるのかお知らせいただきたいと思います。

さて、最初にも申し上げましたが、支援費制度が障害者の自立生活を支援できるようにしてはいけないと思いますが、今回の制度がどこまで障害者の生活の自立に役立つのでしょうか。例えば、家の中のみで生活している人が、制度ができたからと皆さんの要求にどこまでこたえられるのでしょうか。国は入所施設から在宅を、地域生活をと目標を掲げているわけですが、例えば、地域支援となればグループホームの問題、また通所施設の問題などがあります。鹿島市としてはこのことについてはどのようになっているのでしょうか。そして、さらにどのように対応されようとしていらっしゃるのかお尋ねをします。

次に、サービスを利用した場合の負担の問題です。

厚生労働省は前年度の収入、所得に応じた応能負担を継続することやこれまでの公費負担水準を維持することを繰り返し強調してきました。しかし、今の段階でわかっているのは、利用者負担金の基準表を見る限り、居宅サービスにしろ施設サービスにしろ、これまで以上に負担がふえることが心配される内容のようです。厚生労働省は、負担は従来どおりと説明をしてきたようですが、支援費制度の実施により障害者や家族にとって負担増が心配になっております。たとえ条件が整ってサービスが受けられるとしても高過ぎる利用料によることでサービスを受けることをやめたり、契約を破棄することだって出てくるのではないのでしょうか。既に介護保険でそのような事態が生み出されておりますが、利用料金については鹿島市としてはどのように取り組んでいこうとされるのか、まずお聞かせをお願いします。

さて、どうしても急がなくてはいけないのが福祉サービスの基盤整備の問題です。鹿島市としてこの問題がどこまで進んでいるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、介護保険制度の問題です。

介護保険制度が導入され3年が経過しようとしています。家族介護から社会介護へ、在宅で安心できる介護へ、サービスが選択できる制度へといううたい文句で導入をされましたが、果たしてどうなったでしょう。在宅サービスの利用状況で見れば、利用限度額に対する平均利用率は一貫して40%にとどまり、介護が必要とされる人の5人に1人がサービスを利用していないといえます。重大なことは、低所得者の利用が低下をしていることだそうです。これは、内閣府の研究報告によってもはっきりしております。訪問介護サービスの利用者数は、全体ではふえているのに低所得者は制度の導入前と比べて10%も減っているといえます。実際にサービスを利用している人でも在宅で安心できるのではなく、依然として家族介護に大きく支えられているし、その理由は重い利用料負担にあると言われております。

このような中で、特養ホームへの入所希望者が急増しているようです。全国的にも3年前としたりら倍増と言われております。杵藤地区を調べてみました。2001年7月末 200名の待機者が昨年7月1日で 403名といえますから、全国平均に匹敵する待機者となっております。政府の当初のかけ声は崩れ落ちています。在宅も施設もままならぬということですから、介護

保険は何なのかということになるのではないのでしょうか。

この間、サービスを受けやすくするようにと利用料やら、また払いやすい保険料をとということで私は免除や減免を提起してきました。さて、そういう中でこの4月から、これから3年間の1号保険者の保険税が決められようとしています。全国平均では、1人基準2,911円から3,241円、11.3%に上がるということですが、杵藤地区を調べてみますと、基準保険料が2,973円から3,634円で月661円、つまり22%も値上げされる計画が出されております。全国的には自治体が独自に保険料で、また利用料で減免制度をとっております。保険料では431自治体、利用料では825自治体と聞いています。今、値上げをするのではなく、この値上げを中止するとともに引き下げを考えていかなくてはいけないと思いますが、これにはいろんな問題があると思います。一つは介護保険への国の負担の問題です。全国市長会や町村会で決議されたと思いますが、負担金を国の25%を5%引き上げ30%にするということ、これも大事だと思います。さらには、市が独自に財政を繰り入れて、まず保険料の据え置き及び引き下げをすべきだと思いますが、この点についてはいかがお考えなのかお聞かせください。

さらに、この料金の決定については、今月末に杵藤地区の議会で決定をされるものだと私は理解しておりますが、そういう中でぜひ私は鹿島市からの意見として持ち込んでいただきたいと思っておりますのは、基金の借入れに関する問題ですね。つまり、佐賀県介護保険財政安定基金というのが借入れられていると思っておりますが、杵藤地区は275,000千円の借入れがあると聞いております。保険料を計算するに当っては、この返済金も入れるということだそうですが、大体は償還期間は3年ということで基準が決められ計算されているようです。そして、15年度からの分もこのような取り扱いになっていると思っておりますが、しかし、この基金条例が改正になり、特別の事情があるときは6年から9年で返還できるようになっていると私は理解しております。そうであれば、今の時期ですので、条例に合わせて償還金を少なくし、つまり必要経費を少しでも安く見積もることで保険料の値上げを少しでも抑えるべきだと思いますが、この件については先ほど申しましたように、3月末に開かれる議会の中に鹿島市として代表議員の人が持ち込んでいただいて、提案をしていただく。そして、この料金を抑えていくことに力を尽くしていただきたいと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

次です。特養ホームは、在宅生活する高齢者にとっても介護を支える家族にとってもいざというときの支えだと思います。しかし、今、先ほども申しましたように、杵藤地区で約403名の人がか——これは昨年7月ですから、さらにふえていると思っておりますが、待機者が多いということは絶対的に施設の数に足りないことだと思います。私は今、グループホームや生活支援のハウスを含め、特養ホームの建設が急がれると思っておりますが、鹿島市独自でもその建設は必要になると思っておりますが、その点についてはいかがお考えなのかお尋ねをします。

最後に、介護保険問題では、介護に当たられるヘルパーさんたちの労働条件の問題です。

今、ヘルパーの人たちはほとんどがパート的な対応をされ、本当に安定した収入を得られるというような状況にはなっておりません。そういう中でこの介護保険制度が始まる前は、多くの女性の人たちが佐賀なりどこなりと資格を取るためにたくさん講習を受けに行かれました。ところが、そういう多くの人たちがなかなかそういう仕事につかれています。これは、ただ単に一つの問題は、それだけの仕事がないということもありますが、それと同時に安定した収入が得られないという、そのことにもつながっているようです。この介護職員の方の労働条件の改善をするということは、介護を受ける人たちにとっても非常に大事なことだと思います。今、この介護に当たる職員の人たちは、それぞれの施設の人たちの対応に任されているわけですが、私は本当に安心して介護をしていただく、そして、そういう人たちの生活も守っていくという立場に立つならば、この人たちの労働条件、生活を保障するために、自治体としてそういう人たちの条件の把握をしっかりと、そして、積極的にその改善を図る対応をすることが自治体の役割ではないかと思いますが、この辺について全体的にヘルパーさんたちを含めて、介護に当たる人たちの労働条件実態が行政でしっかりとつかまれているのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、国保の問題です。

国保につきましても、国保税を引き下げてもらいたいという要求は特に今日、この農漁業も大変、商店街も大変な中で要求は大きくなっておりますし、また、滞納というのも非常にふえてきているわけです。そういう中で、私はやはり多くの人たちが安心できるように、今こそ国保税の引き下げをするということが必要だと思いますが、いろんな問題があると思います。

例えば、この問題について私が申し上げますと、市長はよく、国保はお互いの相互扶助制度だからというようなことで、このことを逃げられてしまっていますが、しかし、本来は相互扶助制度的なこともあります。やっぱりいろんなものを調べてみますと、国保は国が責任を持つ社会保障制度だということがはっきりとうたわれているわけですね。ですから、行政としての責任をそこの地方の自治体で持つこととともに、国に対してもその責任を果たすように働きかけていくことが今どうしても大事だと思いますが、まず一つは、やはりお金の使い方を研究しながら国保の引き下げのために回すということが一つですね。それと、国に対して国の責任を果たせということ強く働きかけるという、このことで市民が安心して国保税を払っていただけるように、対応できるようにすべきだと思いますが、その点についてお答えください。この点については簡単に述べさせていただきます。

次に、住基ネットの問題です。

これも導入のときから多くのいろんな問題点が指摘され、反対のことが言われてきましたが、導入されてから今日まで、全国的にはいろんな問題が起きました。そういうことで、今はもう廃止すべきだということもありますし、やらないと、導入しないという自治体も

ありますが、これを導入してから、鹿島市において人権侵害などと言われる事実があったのかどうかということ。それから2番目として、セキュリティーに問題はなかったのかということ。それから3番目として、導入してよかったことがあったのか。それから4番目、悪かったと思われる点があったのかということです。それから5番目として、この導入のためにどれだけの予算が使われたかということです。それと、維持費も含めてお知らせください。さらに、このシステムは一般的に万全でないと言われているわけですが、また、国民総背番号導入につながりかねないという世論があるわけです。これに配慮をして、中止した方がよいと私は思いますが、いかがお考えなのかお聞かせください。

次に、市町村合併の問題についてお尋ねをします。

私は、この問題については、今後の市長の取り組みについてお尋ねをしたいと思いましたが、済みません、ちょっと方向を変えさせていただきたいと思えます。1月24日の臨時議会の中で鹿島市は、2市4町の合併について否決をしたわけですね。私は正直申しまして、鹿島市議会の議員の皆さんのこれまでの動向を見る中では、否決をされた数値とは反対の立場で可決されるんじゃないかという、そういう考えを持っていました。と申しますのは、今までいろんな中でそれぞれの議員がおっしゃることで、あの人は賛成で反対だというのはわかりますから、鹿島市は少数差で可決だなという気持ちを持っていました。ところが、御存じのように否決になったわけですね。正直申しまして、私としては2市4町の合併は一貫して反対の態度をとってまいりましたから、ああ、よかったなということとともに、推進をされていた議員の方たちが反対に回っていただいたということは、それだけの理解を示していただいたんだと、大きく飛躍してもらったと言ったら言い過ぎかも知れませんが、そういうことで、よかったなと胸をなでおろしたのが正直なところです。

ところが、私はこういうことを議会で言わなくてはいけないということ自体、本当に残念でなりませんが、この結果が出た後で私たちの耳に入ってきたのは驚くべきことでした。それは、市長が議員に対し、今度の案件に対しては否決をしてくれと、そういう頼みがあったということが私の耳にも入ってきましたし、既に今そのことは鹿島市を走り回っています。そしてその後、市長は私たち議会の中に、これからは1市2町でやっていくということを言われました。そして、塩田町は6割が武雄寄りで、あと4割がまだ浮動だと、だから、鹿島市議会として塩田にも呼びかけてくれという要請もされました。そのとき、私たちは初めて1市2町で市長が進むということを知りました。私は、まだ議会としての足並みもそろっていないし、よその議会にそういうことを言うべきじゃないという意見も申し上げてきましたが、その後、いろんな動きがっております。

ここで、私がまずお尋ねをしたいのは、市長が本当に議員に対して、この案件に対して否決をしてくれということと言われたのかどうかですね。これが本当だとすれば大変なことだと思うんですよ。首長が提案した問題が否決をされるということは、その首長に対して不信

任案が突きつけられたものと同じだと思うんです。全国的にこういう合併問題だけでなく、いろんな問題について否決をされるということになりますと、これは市民を挙げて大変なことになっているんです。議員みずからがそういう形をとったのではなく、市長が、自分が提案をしていながら、議員に対し指示をしたということが事実であれば、これは許されない問題だと思うんですよ。それと同時に、鹿島市議会がこれまでもこういう中で行政が進められてきたのかと疑われたって仕方のないことだと思います。このことについては明確に市長が事実なのか事実でないのか、明らかにしていただきたいと思います。これは単なるうわさで済まない状況に今なっておりますので、私はあえてこのことをきょう取り上げさせていただきました。

次に入りたいと思います。

職員の健康管理についてです。

私は12月議会で、私自身に取り上げましたアンケートに基づいて、鹿島市の職員の人たちの健康管理の問題を取り上げました。そして、担当課からは、ちゃんとした健康診断をやっていますとか、いろんなことを言っていただきました。ところが、本当に残念でありませんが、これまた私と一緒に市役所に入った松本さんが亡くなったんです。これは皆さん御存じですね。私は、何でこれを持ち上げましたかといいますと、昨年、既に――あれは10月だったんでしょうかね、松本さんとお会いしたときに、もう新聞読むのもつらくなったというようなことをおっしゃいました。字を見るのがつらくなったとおっしゃいました。しかし、そういうふうに体が悪化しているにもかかわらず、非常に重要な部門、監査室長として仕事を続けていらしたわけですね。

私はここでお尋ねしたいのは、既に彼がああいうひどい状況にあることは、管理者としても知ってあったと思うんですよ。それにもかかわらず、休みをとらせる、療養をさせる、それから、仕事が少し軽いところに移すというようなことをしないで、そのまま仕事を続けさせられたことについて、非常に私は残念でならないんですが、このことについて、もちろん休むように言われたのか、そういうひどい状況だと御存じなかったのか知りませんが、私はそういうことをキャッチされているなら、本人が仕事を続けますと言っても、病気が治るまでしっかり療養をして、その後責任を果たしてくれという、そういう指導をするのが管理者としての私は役割だと思うんですが、この件についてどのようにお考えになっているのか御答弁をいただきたいと思います。

このことを申し上げまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

1月24日の臨時議会において、鹿島市が2市4町の枠組み、いわゆる法定合併協議に入っ

ていいかどうか、これについて私が議員に否決を頼んだといううわさがあるということでございますが、それは決してございません。

それと、否決をされたということは不信任と一緒にないかということでございますが、私がかねてこの道筋というものを示しておりました。そして、住民意向調査の結果、賛成が一番多い場合は議会にかけますと。それから、反対が一番多い場合には議会にかけませんと。どちらとも言えない、これは後で議員の皆さんとも相談をしながらつけ加えたわけでありますが、この場合も議会にかけますということで、これは先ほど言いました道筋のケーススリー、3番目の結果に住民意向調査がなりましたので、議会はどう思われますかということでこの議案を提出したものであります。これが否決されたということは私は不信任であるというふうには思っておりません。議会も住民の意向が2市4町に対しての賛成が一番少なかったと、こういう意向を踏まえられて、自主的に可否をそれぞれ判断された結果、現在のようになっているものというふうに思っております。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

おはようございます。私の方からは福祉関係についてお答えをいたします。

まず、就学前の乳幼児医療費無料化の実現をとということでありますが、現在、3歳の誕生日の月までの乳幼児を対象に医療費の助成を行っているところです。また、14年10月からは医療保険の自己負担が3割から2割へとということになったのは先ほど申されたとおりであります。鹿島市といたしましては、平成15年4月から歯科医療費については4歳の誕生日の月まで助成を延長するということで予定しているところです。

就学前までの乳幼児医療の無料化については、県内各市の住民からの要望が多く、より一層の事業の充実、拡大を図る必要があるということで、7市の福祉事務所長会においても再確認をしているところです。しかし、財政的な問題から、市単独で実施することは困難で、7市の福祉事務所長会での申し合わせに基づきまして、国、県へ要望をしていきたいと、このように考えております。

それから、放課後及び長期休暇時の子供の安全のためにということでございますが、保護者が労働等により昼間、家庭にいない小学校の低学年児童、1年から3年生に対し、放課後の遊び指導、それから生活指導や安全管理を主な活動として、放課後児童対策事業を実施しております。現在実施しているのは鹿島小学校と明倫小学校であります。平成15年度から浜小学校でも実施する予定であります。また、夏休みなど長期休暇時にも開所をして児童を受け入れるよう運用をしているところでございます。

それから、保育料についてでございますが、平成13年4月に保育料を改定していますが、平成15年度においては国から基準の改定が間もなく来るであろうと思われま。この国の基

準の見直しがあった場合に、鹿島市においても保育料を見直すということで考えております。

それから、障害者支援について、まず、市の考えをとということではありますが、この支援費制度につきましては、議員先ほど申されましたとおりであります。決まった以上は私どもとしてはソフトランディングをしなければならんというふうなことから、現在、施設関係を中心に多くの施設に出向いて実態の調査をいたしております。そういうことで、できるだけ障害者の気持ちを十分聞いて、そして支援費制度に移行をしていきたいというふうに考えております。

それから、仕事の体制の関係ですけれども、私どもといたしましてはこの制度が、例えば施設の利用者、あるいは居宅生活支援の関係のサービスの利用者は、まず市に申請をするということになります。それを受けて私どもとしては十分調査をいたして、そして、先ほど申されましたようにあっせん、調整、そういう仕事をするわけです。そういうことで現在、先ほど申し上げましたように、相当な時間をかけて施設を中心に実情の調査をいたしておりますが、やはり専門的な知識というものが求められるところでございます。

それから、先ほどから申されましたように、障害者の自己責任ということがこの制度の第一の目的といたしまして、そういう制度になっております。それと同時に、これまで措置制度と言っておりましたが、市が責任を持つてするというのが措置制度であったかと思いますが、実際には障害者の県の相談所があります。そこの専門的な知識をかりて、その人にとってはどのような処遇がいいのかというようなことで、措置ということでやっておりました。そういう点で、非常に障害者の自己責任原則というものと同時に、私ども市のその仕事に携わる者が専門性を求められるという点がございまして、福祉事務所の場合、特に社会福祉主事の資格とか、こういうことが求められてこようかというふうに思います。

それから、自立にどこまで役立つかということであったかと思いますが、この制度につきましても、制度として決まった以上、やはり何としてでも自立に役立つようなやり方をしなければいかんというふうに思います。手探りしながらでも役立たせていくことが私どもの務めだというふうに考えております。

それから、サービスの状況ということでお尋ねだったかと思いますが、現在のサービスの状況として、身体障害、あるいは知的障害合わせて申し上げますが、施設入所関係で現在のところ76名、それから、施設に対して通所をするというようなことで19名、ホームヘルプサービスということで15名というようなことであります。それから、デイサービス1名、ショートステイが現在のところ1名です。あとグループホーム関係で3名ということで、私の手元の資料で言いますと、合わせて153人の方のサービスがなされております。現在、こういうサービスをしているすべての方について先ほど申し上げました事情の聴取、身体の状況、介助の必要性その他について今調査をしているところでございます。

それから、負担金の関係でございまして、先ほど議員申されましたように、応能の負担原

則ということになっておりまして、一部負担金が増額されるという面が知的障害の中であらわれましたが、おおむね現行どおりでいくんではないかというふうに思われます。

応能といいますのは、具体的に申し上げますと、例えば、施設入所につきましては本人の収入が幾らかということで、年間 270千円以下の収入では負担金ゼロというようなことであります。その上は小刻みに負担金がふえていくということになります。

それで、高過ぎて辞退者が出てきやしないかということですが、これについては扶養義務者につきましても同じようなことで応能の原則でありますので、そのようなことはなと思いますし、そうあってはならないというふうに考えます。

それから、基盤整備についてもお尋ねだったかと思えます。今の施設の関係で申し上げますと、皆様御存じの、市内では身体障害者の療護施設、重度の施設です。それから、知的障害児の小規模作業所、あるいは好日の園、ここは老人ホームですけれども、身体障害者についてもデイサービス、あるいはホームヘルプサービスということをお願いをいたしております。今後、居宅生活支援のセンター的な施設をという、ある社会福祉法人の方からの話がありますが、まだまだ具体化はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

私の方からは介護問題と国保の問題についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、介護関係でございますが、介護保険制度保険料の見直しについてお答えいたしたいと思えます。

これは議員が先ほどおっしゃいましたとおり、広域圏議会の方で提案がされておるようでございますが、保険料が約22%のアップ、金額で 3,634円ということで提案がなされているようでございます。それともう一つ、保険料の改正につきましては低所得者対策ということで、保険料の6段階徴収、あるいは単独減免等全国でいろいろあっているようでございますが、今回、杵藤地区では単独減免の実施というようなことで検討なされているようでございます。

この具体的な方法につきましては、私どもまだ情報が入っておりません。いずれにしましても、問題点といたしまして、今後、高齢化の進行に伴いまして要介護者がふえることは予想されます。これをいかにいつまでも健康で生活できるような介護予防事業が必要かということで推進を図る必要があるのではないかと考えております。

それから、介護関係で特養老人ホームの待機者が多いということで、建設について何か考えはないかというふうなこともあったんじゃないかと思えますが、現在、市としての考えはございません。

それから、待機者が現在 400名超いらっしゃるんじゃないかということでございますが、この待機者につきましては重複申し込みがあるようでございまして、実質的には1割か2割程度じゃないかというようなことを言われております。いずれにしましても、施設が不足しているのは事実でございます。

それから、ヘルパーの労働条件について質問があったんじゃないかと思いますが、この実態はどうかということでございます。市として特別に把握はいたしておりませんが、これは御承知かと思いますが、県の認可でございます。それで、介護事業者の方では把握しておるんじゃないかと思っています。

次に、国民健康保険関係につきましてお答えをいたしたいと思っております。

この国民健康保険制度でございますが、議員が先ほど申されましたとおり、社会保障の主なものではないかと思っております。その中で、この制度の中でも病気の方や老後の生活に不安を抱いていらっしゃる方は特に多いものだと思っております。国民の生涯を通じての生活、特に老後生活の安定を図り、国民の生活保障制度の充実に対する期待にこたえる必要があるのではないかと考えております。

それから、財源的なことも御質問があったのではないかと考えております。国保につきましては、国民皆保険制度で支える基盤の役割を保っていることは御承知のとおりでございますが、この国民健康保険が現役をのいた年金生活者、あるいは特に最近の不況によりまして、やむを得ず企業を離職され、失業された方などを抱えざるを得ない仕組みとなっております。この結果、国民健康保険被保険者数は年々増加をいたしております。多くの市町村保険者はやむを得ず法定外と申しますか、一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しを行いつつ、苦しい事業運営を行っているのが事実でございます。しかし、この実態も限界に来ているのも事実でございます。このため、将来にわたる医療制度改革につきましては、医療保険制度のあり方、あるいは診療報酬体系の見直しについて、現在、厚生労働省の試案なり、厚生労働大臣の私案等が現在検討されております。今後はこの検討結果を見ながら対応していく必要があるのではないかと考えております。

それから、財政基盤の投入についてというような御質問があったのではないかと考えておりますが、現在、国庫からの補助金なり、あるいは県費なり、それから給付等の交付金等がいろいろあります。それから、市からも一般会計からの約3億円近い繰り入れをいたしております。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

正宝市民課長。

○市民課長（正宝典子君）

それでは、22番議員の住民基本台帳ネットワークシステムについてお答えいたします。

初めに、住民基本台帳ネットワークシステムを住基ネットと省略して答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

御質問が6点あったかと思いますが、まず、1点目の人権侵害はなかったかということをございます、今のところそういうことは発生をしておりません。

2番目に、セキュリティーに問題はなかったかということをございます、導入する際にセキュリティー組織規定とか管理規定等を作成いたしまして導入いたしましたので、今のところ問題点というのはあっておりません。特に、窓口で1台住基の端末機がありますけど、それを操作する者を限定するなど万全を期しております。

それから3番目に、導入して何がよかったかということをございます、住基ネットの第一次サービスは、住民基本台帳法に定められました93の行政事務につきまして、国及び地方自治体が本人確認情報の提供や、利用できるようになっておりますが、これに伴いまして、サービス開始直後に導入の効果がありました。これは、毎年8月に福祉事務所の方で受け付けをされております児童扶養手当の申請に住民票の写しの添付が省略になりました。これによりまして、市内の約300世帯について住民負担の軽減につながったと思っております。

それからまた、窓口といたしましても、住民基本台帳事務の正確な確認のために利用をしておりますが、確実な情報が入手できて大変助かっているところをございます。また、ことしの4月からは新たに171の行政事務につきまして利用が拡大されることになりました。身近なものとしたしましては、パスポートの申請に住民票の写しの添付が不要になります。また、恩給や戦没者遺族年金、また共済年金受給者等の生存確認のための現況届が不要になりますので、わざわざ窓口足を運んでいただくという手間が省けることになります。このように随時、住民サービスの向上及び行政事務の効率化が一層進んでくると思っております。

それから、悪かった点ということをございます、スタートした時点はやはり番号をつけないでくれとか、苦情の電話が四、五件ございました。1人の方はわざわざ来庁されまして申し出をされましたけど、よく御説明を申し上げまして、理解をしていただいたと思っております。その後、住民票コードを通知いたしましたけれども、コードの拒否というのは一件もございませんで、今はそう問題もなく順調に稼働をしているところをございます。

それから、5番目の予算、また維持費についてございます、第一次稼働までに約2カ年で、システム改造費、機器リース料代で合計の6,820千円を要しております。また、15年度は後で申しますが、住基カードの作成代とか機器のリース代とかで約2,000千円を見込んでおります。それから、来年度以降は機器のリース料、保守料として465千円を見込んでいます。

それから最後の、中止した方がよいと思われるかということをございます、現在、中止する考えはございませんで。

先ほど申しましたが、8月にスタートした時点では、国の個人情報法が整備されていない

ということで大変問題になったところでございますが、きょうの新聞記事によりますと、修正をしまして7日に閣議決定をするという掲載がありましたので、今はほっとしているところでございます。今後は個人情報保護を最優先にしながら、住民基本台帳法に沿って業務を行っていきたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（中島邦保君）

江頭総務課長。

○総務課長（江頭毅一郎君）

22番議員の職員の健康管理についての御質問にお答えをいたします。

職場内におけます職員の健康管理につきましては、重要な課題であると思っております。特に最近におきましては、高度情報化の進展、あるいは地方分権の推進等によりまして、職員を取り巻く環境もますます複雑化、多様化をしているのが現状でございます。このような中で、職場における健康管理は集団的な健康管理のみならず、個々の職員の健康管理にも取り組む必要があるのではなかろうかと思っております。

そのようなことで、多種多様な健康診断のメニューを提供しながら受診をお願いしているところでもございますが、やむなくして、あるいは不幸にいたしまして病気になった場合には、体調が悪いときの対応ということでございますけれども、病気休暇の申請につきましては、本人の意思ということの基本といたしております。医師の診断書を提出していただきまして、承認をいたすということになります。しかしながら、健康診断の結果や日常的に職員の健康状態に疑問が見受けられますと、病院等の受診を勧めまして、その結果、療養が必要な場合は休暇を承認しているというところでもございます。

また、病気療養中の職員の職場復帰にも疑問があると考えられる場合には、就労可能であることの医師の診断書を提出していただきまして、職場復帰を承認しないというような措置をとっているところでございます。

議員の御質問でございます松本さんへの対応ということでございますが、これにつきましては、御本人さんは毎週1回、定期的に病院にかかって、通院をしておられたということもございますし、また、御自身の病気に関することにつきましても、その都度お話をさせていただくというようなことをとっておりました。

以上でございます。

○22番（松尾征子君）

2回目の質問に入りたいと思います。

乳幼児医療費の助成の問題ですが、7市の福祉事務所長会などでも申し合わせをやっているということですが、よそはそういうのがあっても、取り組みをやっているんですね。例えば、多久市だって新たに制度をよくしてきたと思います。それから、まだ具体的には出

ていないと思いますが、武雄市なんかでももっと鹿島市より進んだ形での検討がなされている状況も私は聞いておりますが、いつも鹿島市はよそと云々しているとか言いながら、なかなか積極性がないんですね。今、盛んに「自治体らしい自治体を」と言うわけですが、鹿島は鹿島として自立した仕事をやっていってこそ本当に自治体として認められるわけで、国や県の出先機関でもないし、よそとの共同の自治体でもないわけですから、このところはやっぱりもっと積極的にやるべきだと思うんですよ。

特に、何度も申し上げておりますように、3歳までの医療費が少なくやっていいということで、11,000千円近いお金が出さなくてよいようになった、そういう財源もあるわけですよ。よそはそういうものなどを利用しながら積極的に住民の要求にこたえていこうと、そういうことをやっているんですよ。その辺、余りにもちょっと答弁が納得いかないです。その辺についてもう一度。

それから、学童保育所の問題です。

浜小学校で15年度からということですが、お尋ねしたいと思いますのは、学童保育所がないために保育園などで特別保育などもされていると思いますが、もう一度その辺の特別保育の実態がどうなっているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、保育料です。

15年度、国からの基準が来るので、それが来てから見直しされるということですね。私は今、結局、保育料の据え置きなり、また、1歳児とか3歳児の無料を目指してということで質問していますが、見直すということはどうに見直されるのかですね。それは国の基準が来てみるとわからんということでしょうが、国はこういうのに対しては予算を大幅に削ってきているというのは事実です。ということになれば、どうしても地域に負担増がかかってくるということが言えるわけですけど、その辺は具体的にどうなのかということ。

それから、障害者支援費の問題です。

今、多くの施設に出向いているというようなことで努力をされているということですが、私は思うんですが、例えば、これまでいろんな新聞でも報道されましたが、こういう支援制度ができて、障害者の人たちが施設などと契約をするという制度がとられるわけですけど、とろうとしても施設がないということが非常に問題にされていると思います。特に鹿島市においてはそれが無いと。今、デイサービスだとかなんだかの問題がありましたが、ある鹿島の障害を持つ子供さんを抱えていらっしゃるお母さんと話しましたが、この方は子供さんというより、体も大きいし、お母さんの手ではどうしてもできないような状況ですが、例えば、鹿島市でデイサービスがなされているところもあるわけですね。好日の園もあるわけですが、ここはデイサービスといっても、サービスが十分に行き渡らないという問題があるわけですね。

例えば、聞きますと、訪問入浴サービスというような、そのくらいに限度があって、いろ

んなサービスを選べるんだというわけですけど、選ぶにも選ぶものがないわけですね。これじゃどうにもならないわけです。この方は、週に何回かデイサービスで佐賀の方に連れていかれているわけですね。近いところだったら、その施設から迎えが来てくれ、また送ってもらえるわけですけど、佐賀まで行かんといかんわけですから、このお母さんは1日に2往復、4時間以上車に乗っているとおっしゃるんですね。そういうことをしないと、今、鹿島にいる障害者の人が、十分とは言えないけど、一人の人間としての生活ができないというような、こういう状況にあるんですよ。こういうときですから、こういう支援費制度などというのができて、それが十分に利用できる体制がとられるならば本当にすばらしいことなわけですけども、余りにも鹿島市にはそういう体制がないと私は思います。

今、多くの施設に出向いていろいろ調査をされているということをおっしゃいましたが、どの範囲ぐらいの、例えば、鹿島市と言われたって多くの施設ないわけですから、鹿島市だけじゃないことは確かですが、果たしてどういう範囲でされているのか。そういうことになりますと、例えば、県内ならいいじゃないかということになるかもわかりませんが、先ほど一例を申し上げましたが、佐賀まで連れていくのに2往復もして、本当にもう帰ってきたらくたくたですよ。そうでしょう、本当に大変だと思いますよ。そういう中で今、障害を持つ人たちの家族というのは頑張っているわけですね。だから、そういうのに対してどこまで行政がやっていけるのかということになると思いますが、その点について、まず施設。施設にどう対応されていこうとしているのかということですね、その点についてお尋ねをしたいと思います。

特に、私は今一番、これは身体障害の方も大変ですけど、知的障害の人たちの対応というのが非常に大変だということを最近痛感しています。何人かの方と私は今対応していますが、例えば、発作的に何かをやって病院に収容できればいいわけですけど、そういうときばかりじゃないわけですね、普通の生活をされている。やっぱりその人たちだって、健常者と同じ生活をする権利があるわけですよ。しかし、今、この鹿島の中にいろんな方がいらっしゃいますが、その人たちが本当に社会に受け入れられる体制というのは全くないわけです。ですから、この支援費制度ができたことによって、その人たちが安心できる体制ができていけばいいわけですけど、そういう土台の整備をしないままにこれが導入されようとしている。そして、このことが、それであっても何とか安心できるんだよという状況にあるかといえ、そうでないという実態です。

例えば、先ほど私は利用料金のことで言いましたが、余り変わらんというような言い方をされたとは私は受けとめました、そうじゃないということが書かれていたんですが……。ちょっとありませんが、数字的じゃないですけど、実態はそうじゃないということが明らかにされているんですよ、いろんな問題ですけどね。ごめんなさい、私、資料を机に置いてきておりますので、申しませんが、だから、安易にそうじゃないんだということじゃなくて、受け

ようとするサービスも思うように利用できない。かといって、料金にしたってこれまでより多く払わなくちゃいけない。本当に大変な事態が生まれようとしているわけですけど、もちろん、そういう中で行政も直接担当していくということで、非常に戸惑いもあると思いますが、私が先ほどの答弁で一つだけほっとしたのは、例えば、障害者の自己責任となっているけど、これまでのように市もそれなりの対応をしていかなとかなと、していくというようなことをおっしゃっていただいたと思いますが、そののところちょっとああ、よかったなということで、このまま自己責任ということでほうり出されたらどうしようかというような心配もありましたが、そのところは私は安心をしたわけですが——あっちこっちなっごめんなさい、もう一度言います。施設がどの範囲で検討をされているのかということ。それから、鹿島市内のいろんな施設があるということをさっきおっしゃいましたが、そのところで対応できる分がどれだけあるのかということですね、そのことをまずお答えいただきたいと思います。

特に介護保険制度にしたって、先ほど私申し上げましたが、最初のうたい文句とは全く違った形にならざるを得なかったと。介護を受けたくても、先ほどありましたように待機者が出るというような状況、ますますそれがふえてくるであろうというような状況、また、利用したいと思っても、利用料金のおかげで十分利用できないというような問題とか、いろんな問題が出てきましたが、まさにこの障害者支援費制度というのと同じような形で導入され、同じような形で進んでいく、介護保険のように施設も十分ないわけですから、もっとひどい状況になっていくということが想像されるわけですが、その点についてはどんなお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、市としては特老ホームなどをつくっていくことを考えていないということですが、じゃあ、入りたくても入れない人たちにどう対応していくのかと。これまでのように、介護を受ける人、また家族の人の犠牲で、そのまま今のような形で家庭介護を続けさせていくのか、これはやっぱりよくないと思いますが、その対応をじゃあどうするかということをはっきりと示さないといけないと思いますが、その辺についていかがなのかお尋ねをします。

それから、ヘルパーさんの問題で言いましたが、先ほど、市として把握していないと。もちろん、市としての把握責任はないかもわかりませんが、これはただ単にヘルパーさんの労働条件云々というだけじゃなくて、ヘルパーさんたちの労働条件、それから働く体制がどうかということによって、介護を受ける人たちの対応も違ってくるんですよ、これは。そういうことがあってはならないんですけど、そういうことだって出てくるんですよ。いろんな問題も全国的に起きているんです。そういう面からいきますと、やっぱり行政が、介護に携わっている人たちがどういう状況のもとで仕事をさせられているのか、どれくらいの人たちがやっているのか、今の状況をやっぱりしっかりとつかむ必要があると私は思いますが、そ

の点についてお答えください。

次に申し上げたいと思いますのは、市町村合併問題です。

議員に否決を頼んだという事実はないと市長はおっしゃいました。私は、ここで議長にお願いしたいと思うんですが、頼まれたという議員が、ある人にこうだったということを行ったということを私は聞いておりますが、そういう人たちに参考意見を聞くというようなことはできないのでしょうか、議会として。これは本当に、市長はここで否決を頼んだという事実はないとおっしゃったんですよ。しかし、頼まれたという議員が、ある人にそれを言って、そのことで大きく広がっているんですよ。だから、市長だけの意見で、私は頼んだ事実はないぞとおっしゃるけど、それで、ああ、そうでございますかと、私はここで引き下がるわけにいかないんですよ。

ということになりますと、名前もはっきりわかっておりますので、そういう人たちから参考意見を聞く場をつくれないうかということですが、その点はいかがなんでしょうか。これはだれに質問したらいいんでしょう、議長が権限があると思いますが、私はこれやらないと、これは市民からも大きな不信を、市長だけじゃないんですよ、議員に対してだって不信が出ているんですよ。笑い事じゃないですよ、本当。この大事な時期に、こういうことで多くの市民から不信を抱かれ、私たちとしてもたまったもんじゃないですよ。議会がつまらんけんそがんことになるのとたいと、そこまで言われているんですよ。

だから、私は今、市長がそういう事実はないとおっしゃったなら、ないならないでいいですよ。しかし、それを聞いた議員、そのことがこうだったという、ある人におっしゃったということですが、そういう人たちから参考意見を聞く場をつくってもらえませんか、議長、いかがですか。

○議長（中島邦保君）

取り扱いは後でやります。

○22番（松尾征子君）続

後でということになったら進まないんですよ、事実。だから、私は後でという議長の御発言ですから、取り扱いをしていただくものと信じて進めていきたいと思いますが、本当に今、皆さん方もお感じになっていると思うんですよ。この問題でね、鹿島は何しよつとかと、市民は市町村合併について関心がないと言いなながらも、真剣に考えてきたんですよ、本当に。そうでしょう、どがんしたらよいか、こがんしたらよいか考えてきたんですよ。ところが、その一方で、一番大事なところで、そういう取引の中で、これから100年、200年の鹿島市をつくっていかうとする問題を、一市長と一議員と一部の人でめちゃくちゃにされているんですよ。（「事実はないのに、何でそういうようなことを言うか」と呼ぶ者あり）確かに私は先ほど申しましたように、2市4町については反対でしたよ。しかし、反対だったから否決したけんよかじゃなかかと、それは許されないんですよ。自分の思いどおりになるなら、

手段はどうでもいいということは許されないんですよ。これは鹿島市の市政の問題にもなるんですよ。だから、私はこのことについてはここまで言うつもりはありませんでしたが、本当に鹿島市の信頼を取り戻すために、議会の信頼を取り戻すためには、このところを徹底して追及しないといけないと私は思っています。議長、確実にこのことについてはそのことをやっていただくことをお願いしたいと思います。

そういうことですから、議会の議員が塩田町の議員に合併を、確かに一緒にやろうやとかいろんなことは言うでしょう。しかし、よその首長を怒らせるようなことをしてまでも取り組まなくてはいけなかったというようなこういう問題もね、私たちは議会としても反省しなくちゃいけないんじゃないかと思っています。そして、本当にこれからの鹿島市政をどうつくっていくのかということを私たちは今真剣に考えなくちゃいけないんじゃないかと思いません。確かに、塩田町全議員が武雄市と合併することに気持ちを示して、今、その方向で進んでいるわけですけど、しかし、まだそれが決まったわけじゃないんですが、こういう事態になしたのも、そういういろんな動きがあったから、逆にマイナスの形になったんですよ、これは。そうでしょう。

はっきり申し上げますよ、杉光町長が私に電話されたんです。何で鹿島はよその議員一本釣りするごたつことばするとかと、これはすごいけんまくでしたよ。それはそうでしょう、それなりに桑原市長も努力されたように、塩田の町長だって町民の立場でどうすればいいかという努力をされているんですよ。そういうときに変なやり方でそういう対応がされるということになれば、だれだって怒りますよ、怒らないのがおかしいですよ。だから、うまくいきそうなことだって崩されたと言っても私はいいと思うんです。そのところをどう信頼を取り戻して、これからの市町村合併問題について取り組んでいくかという、今一番大事なところに来ていると思います。市長は盛んにここで腹かいていらっしゃいますが、そういう段じゃないんですよ。（「何言うか」と呼ぶ者あり）何言うかじゃないですよ、何言うかというような言葉を吐くようじゃだめですよ、市長が。反省の色がないわけですよ。例えば、そうでなくたって、そういう疑うようなことがあったということ自体、問題なんですよ。

こういうことを私たちは許せませんし、そういう市長であるなら、私たちが鹿島市を運営していくことを任せることはできないんですよ。先ほど申しましたが、こういうやり方というのが、振り返ってみますと、こういうことが今までだってあったんじゃないかというような、そういう疑いだって持つのは当然なんです。持ちたくないですよ、言いたくないですよ。しかし、本当に私は何度も申しますが、今、私たちが市民から信頼を取り戻さないと、本当に鹿島は大変な状況になるんですよ。皆さんが、合併せんとよそからのけものにされるとか孤立させられるとかおっしゃいますが、それじゃなくて、孤立させられるのは、こういうばかなことをすることで孤立させられるんですよ。もっと正々堂々と問題に取り組んでいこう

ではありませんか。これは私たち議会の責任でもあると思います。いらんことを余計言いましたが、そういうことです。

それから、職員の健康管理の問題です。

先ほどいろいろと申されましたが、具体的に松本さんが非常に長い間大変な状況の中で仕事をされていたんですが、彼が1週間に1回ですか、病院に通っていらっしゃったというようなことを言われましたが、彼に対してそういう大変な状況があるということを知っていたと思います。このことについてどうですか、休んで療養ばした方がよかやなかかとか、そういうアドバイスはされたんでしょうか。その辺、私も状況はよくわかりませんが、あの状態なら私はもうその時点で、自宅で療養する、病院で療養するという対応を勧めるべきだったんじゃないかと思いますが、特に昨年、私がお会いした時期というのは、決算のいろんなのが終わった後だったんじゃないかと思いますが、非常に重要なポストだったということでも休めなかったということもあると思いますが、しかし、それでは許されないわけで、やはりその点については全体の職員の実態というのはしっかり把握をしながらアドバイスをしていく。そして、十分に仕事ができる状況まで療養させるという対応をすることが私は大事だと思いますが、その点どうだったのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

杉光町長が松尾議員に議会で追及してくれと頼まれたということは私も聞いております。ただ、その事実は鹿島市議会議員の議員さんに2市4町案を否決してくれと頼んだ事実は一切ございません。それから、否決された後、議会の皆さんと、この上は嬉野町も武雄市の方に行こうとしておられるけど、1市3町、あるいはそうでなくても嬉野町も向こうに行かなくても1市2町で一生懸命私もやりたいと思いますので、議会の皆さんも御協力をお願いします、こういうことで皆さんと話し合いの末、動きました。そして、私はほかの議会に市町村長がいろいろ言えません。だから、それは議員さん同士で横の連携の上でいろいろ連絡調整、あるいは鹿島市と合併をする重要性について訴えてくださいと、こういう役割分担のもとに、私は杉光町長さんに、議員の皆さんは塩田町の議会の皆さんに一生懸命働きかけを、私もしましたし、議員の皆さんもしていただきました。

そういう中で、杉光町長が「一本釣り」という表現をされたということは、私自身も、そういう受けとめ方をされているというのは、ちょっと心外でございましたし、鹿島市議会の議員の皆さんも、働きかけをしていただいた皆さんも、一生懸命1市2町案でやろうという議会の皆さんと話し合った上での一生懸命されたことだと私は評価をしております。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。答弁は簡明にお願いします。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

それでは私の方から乳幼児医療関係について、まず申し上げます。これにつきましては、十分いろんな面から検討した結果でございます、このようにさせていただきたいというふうに考えます。

それから、放課後児童関係の特別保育事業の実態についてということであろうかと思いますが、これにつきましては、放課後の子供たちを保育所で受け入れるということであり、先ほどの鹿島小学校、明倫小学校、それに続く浜小学校、そのほかの校区につきましても、この保育所で受け入れる、こういう体制で15年度いきたいというふうに考えております。

それから保育料関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の基準がどういう形で示されるか、この辺を十分検討していかななくてはならないかというふうに思います。

それから、障害者の支援制度についてでございますけれども、質問される趣旨を十分私が認識できなかったという面もありますので、抽象的になるかと思いますが、お答えしたいと思います。

調査の範囲というようなことでもあったかと思えます。私ども施設の関係では、身体障害者関係の施設、あるいは知的障害者の施設、これにつきましては、それぞれ9施設、15施設ということで、合わせて——ちょっとお待ちください。

まず、身体障害者の施設につきましては、9施設28名ほど。それから、知的障害者の施設につきましては、67名の方をお願いしているところです。そのほかに児童関係、心身障害児の通所施設として鹿島市の福祉会館でやっている「すこやか教室」というものもございまして、これで十分かといいますと、そうではない。やっぱり待機者がいつからかおいでであります。それで、先ほど申されました重度の心身障害者の方につきましては、確かに現在の近くというか、県内の施設では受け入れる体制ができていないのが事実でございます。

ある重度障害者につきましては、現在、佐賀の方の施設で県の事業としてやっているところでございます。それから、負担金につきましては、先ほど申し上げましたように今のところ一部増額されるというようなところが見受けられますが、おおむね現行と変わらないものと私どもとしては考えております。

○議長（中島邦保君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

2回目の御質問にお答えいたします。

この入所希望者に対して施設が不足ということにつきましては、この介護制度そのものが、御承知のとおり在宅介護と入所介護、施設介護というのの二つに分かれております。この施設の介護サービスに入所できない場合は、一応在宅介護の方で手当てをしていくというよう

な制度になっております。

なお、重度の方が入れないということを申されたかと思いますが、従前は待機者が多いということで申し込み順位があってございましたが、前回から重度の方を優先的に入れるというような制度改正にもなっております。

それから、ヘルパーの実態把握につきましてでございますが、これは先ほど申し上げましたように実態把握はいたしておりません。ただ、もう一つ労働条件等についても申されたかと思いますが、これは雇用者との契約のもとに行われているものと思っております。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

江頭総務課長。

○総務課長（江頭毅一郎君）

お答えをいたしたいと思いますが、やむなく不幸にして病気になられたということに対しましては、療養を勧める、あるいは職場復帰をやめていただくというような措置をとるわけでございますが、そこにはどうしても本人の意思というのがございますので、どうしてもということになりますと、確かに前の事例でございますけれども、昨年4月には前の部署から今の部署に異動をしていただいたというような経緯もございます。そういうことで、いろいろなことで私たちもその病気に対する対応というのにも取り組んでいるところでございます。

○議長（中島邦保君）

22番松尾征子君。

○22番（松尾征子君）

どうも私も少し興奮ぎみで質問がうまく峰松課長につながらなかったようでございまして、申しわけありませんがね。手っ取り早く言いますと、先ほど峰松課長が施設関係を中心に多くの施設に出向いてということでおっしゃったのは、あれは今既に入所されている人たちの施設を回られたということですね。そうじゃないんですよね。どういう施設がこれから新しく制度化がされようとする。今、施設に入所されていない人もあるわけですから、そういう支援費制度ができたということで、じゃあやろうかと、やっぱり待ってたんだということで申し入れがあったときに、私はどういう施設がさらにあるか、そういう調査をして回られたと思いましたので、その辺でお尋ねしたんですよ。ところが、先ほどから申し上げておりますように、本当に今からさらにそういう人たちが入るにしては、余りにも施設がないと言っていると思えますね。

例えば、鹿島市だけ見ましても、デイサービスをされているところは好日の園ですか。しかし、さっき言ったように十分じゃないと、その対応はできないというような状況です。やはり、デイサービスなどというのは、鳥栖んにきよかとのあっけん、佐賀んにきよかとのあ

っけんということで、そういうところに行くということは、現実的にはないんですね。やはり、家族が送り迎えできるか、また施設の人が送り迎えしてくださる、そういう手の届くところにそれがないと、せっかくこういう制度だって十分に利用できないと思うんですよ。ですから、その辺の対応をどうしようと考えられているのか、その辺の対応を。一番はそこだと思っただけです。お金がどんなにあっても、サービスを受けようとするそのサービスがなければどうにもならないわけですね。そのことをやらなくちゃいけないわけですね。今、特に重度の障害者を抱えている人たちは大変ですね。

例えば、これは健常者の人もそうですが、小児科の病院はないということで、今全国的にも非常に問題化されておりますが、重度の障害を持った人たちは、一般の病院じゃだめだろうですね。小児科で治療していかなくちゃいけないというようなこともあるんですが、一般の人は非常にひどい症状が出るということはまれだけど、もうそういう重度の障害者の人というのは、本当に1週間に1回、2回あったっておかしくないという状況だそうですね。そういうときに、遠くまで、佐賀とかどこかまで連れていかんと対応できないと、もうまさに今の鹿島市に住んでいる障害を持つ人、その人たちを抱える家族の人たちというのは、本当にいろんな形で不安な中で生活されているんですよね。だから、そういう人たちが少しでも、この支援費制度が導入されることで、安心できるような対応がされることを望むわけですが、余りにもその土台がつくられてない。準備もされてないという中での導入ですから、多くの方が喜ぶ前に不安を持つのは当然なことではないかと思うんですよ。そういう面で、その辺について、もう一度よかったですらお答えをいただきたいと思います。

それから、市長、いろいろとお話しされましたがね、1市2町でいくと、よそで嬉野町にも呼びかけると。話し合いの末、そういうことで動いたということですが、あのときは報告をされて、議会としては十分な話し合いできてないんですね。（「できたて」と呼ぶ者あり）いや、できてないんです。そして、一致もしてないはずですよ。そのことは最後に私も意見を言ったんですよ。何人かが我がはそがん思うとったかわかりませんがね、あれで、あのくらいで一致したなんて、議会は何なのかと言いたくなりますよ。もう全くどうですかと、徹底した意見交換あつてないじゃないですか。意見の一致もあつてないじゃないですか。私だって、「うん、そいじゃそれでいこうだい、そいぎ塩田ば、そんない議会としてやろうか」なんて、全く言わんどころか、まあだそういう段じゃないということすら私は最後言ったんですよ。だから、そういうことはあつてない。

市長がそう理解されてたのなら、市長は途中出られましたからね、議長が全く十分でないのを、うちはがんことですつごとなりましてよと、議長に報告されたと（「おっただす」と呼ぶ者あり）しか私は理解できません。そういう本当にうわこだけで、この大事なことを進めるということは許せないですよ。そういうふうですから、よその町長に怒られるようなことになると思います。

申しわけないですが、あっちこっちになりましたが、今、私はいろんな問題を取り上げましたが、とにかくこれからの鹿島市がどう進むかによって、これまで私が取り上げてきた問題も解決するのか、それともそれが逆の方向に進んでいくかということにつながってくると思うんです。私はやはり鹿島市というのは、鹿島市の今までの歴史を守りながら、本当にみんなの手をつなぎ合ってつくり出していかなくちやいけないんじゃないかと思います。

今、非常に不況の話ばかりしますが、この不況の中で、本当に市民の生活が大変になっているんです。そのような中で特に目立つのが、今、母子家庭が非常にふえているということです。昨日も不幸な事件が起きましたね、鹿島市で。子育てをしながらの生活、本当に大変なようです。昼間働いての収入では生活ができないということで、子供を家に残して夜働きに行く人も少なくありません。このような人たちにとっては、今住宅の問題を初め、子供の医療費、学童保育所、教育など、問題が山積みしています。大変なのは母子家庭のみではありません。鹿島市においても企業の倒産、縮小、障害者や高齢者を抱える家族の行き詰まり、農漁業の不振。不振だけでなく、先の見通しが全くないというような状況です。市民は負担増が押しつけられる。要求があっても、財政難や国、県がやっていないから要求は置き去りにされる、国、県がやらないからしないというのでは、一つの自治体としては認められないのではないのでしょうか。まさに国、県の下請、出張所と言われても仕方がないと思います。

90年代には自民党政府が自治体に押しつけた大型公共事業のやり方が完全に行き詰まり、環境は崩され、膨れ上がった借金だけが残されてきました。しかし、自民党政府は何の反省もなく、財政破綻のしわ寄せを市町村合併という形で国民に押しつけてきています。住民の暮らしに本当に必要な公共事業予算は、都市に振り向けるという理由で大きく削減されています。今政府の言うなりでは、市民の暮らしはますます破壊されるでしょう。今こそ予算の主役を、むだな公共事業から暮らし・福祉に切りかえることだと思います。

地方自治体の根本は、暮らしの安定、安心できる福祉を確立することです。公共事業も大型開発中心から、学校の改修・改築、また、障害者施設特別施設の建設、住宅や生活道路、環境型重視に振り向ければ、公共事業費の総額を減らしても、地元の中企業の仕事や雇用にふやし、地域経済の建て直しもしっかりできるものだと思います。

このような立場で自治体が今運営をしているところも出てきました。急速にふえてきています。自治体本位の政治が発しています。鹿島市でもいつときも早く市長が、その立場に立って鹿島市を動かしてもらいたいと思います。（発言する者あり）

また、早くそのような市民が主人公の姿勢をつくるために、これから私も市民の皆さんと一緒に全力を挙げて頑張っていこうと思います。

最後にこのことを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

2回目で答弁いたしましたように、1市2町につきましては、あれは全員協議会だったですか、合併特別委員会だったか、ちょっと私、忘れましてけれども、その中で「1市2町ということで私は動きたいと思いますのでお願いします」ということを申し上げました。そして、議員の皆さんもほとんどの皆さんが、もう2市4町案がこういうふうにならば、それでいこうやというふうに言っていたいただくと、私はその上で、執行部は執行部同士、また議会の皆さんは議会同士で働きかけをしてもらったと、私自身もその上でしたと、こういう認識を持っております。

それから、障害者のことでありますが、ちょっと全体的なことでお答えしますと、今回の措置から支援制度に変わったと、これは実は国のあり方として大きな転換をしているわけがあります。つまり、今までの措置というのは、どちらかというと、行政主導型が措置という一つのやり方でありました。それが個人の判断で、これは負担の問題を含めて、どういうサービスを受けるか、これは個人の判断でしてください。わかりやすく言いますと、そういうことに転換をしたわけでございます。国の大きな方向転換といいますが、まず地方でできることは地方で、民間でできることは民間で、個人でできることは個人の判断でやろうと、こういう大きな転換が、今、戦後日本のあり方として転換をしているわけでございまして、そういう中で、我々市町村がそういう転換がなされつつある、あるいは今後なされた場合に、どれだけの役割分担が、あるいは当事者に対してサービスが提供できるか、こういうものを模索しているわけでありまして、十分に対応ができるように我々は今から検討していくべきだと、こういうふう考えております。

○議長（中島邦保君）

以上で22番議員の質問を終わります。

次に、8番北原慎也君。

○8番（北原慎也君）

8番北原慎也でございます。12時まで16分ほどございしますが、その前には終わりたいと思います。

ただいまの松尾議員の質問の中で、(2)の障害者支援費制度の問題とかなり重複するところがあるかと思いますが、御答弁はよろしくお願ひしたいと思います。

大きくは2点について質問をさせていただきます。

第1点目は、平成15年度一般会計予算に関連して、財政の見通し、特に将来的な展望についてお尋ねをしたいと思ひます。

小さな2点目は、第4次総合計画実施計画の遂行への影響はどうか、財政がどういふふうに影響をしているのか。

3点目は、身体障害者福祉政策への配慮を予算面からはどのように考えられるのかということについてお尋ねをします。

2点目は、行政改革の一環として、職員のネームプレートをどのように考えられるか。

もう一つは、環境問題を一課の問題ではなくて、全職員、全市民の問題として推し進めていくための部署の検討をどうされるのか。

以上のような通告をいたしておりましたので、それに従って質問をさせていただきたいと思えます。

第1点目でございますが、予算に関連しての問題でございます。

平成15年度鹿島市予算に関する説明書を見せていただきました。

1ページの一般会計予算、歳入歳出それぞれ11,419,900千円という当初予算となっております。

当初予算で、13年度、14年度と比較をいたしますと、13年度が11,949,987千円で、15年度は約450,000千円の減ということになります。14年度と比較をいたしましても、14年度が11,777,506千円でございますから、1年で280,000千円の減、こういう状態にあります。

第4次総合計画の計画書の151ページ、これは財政課の資料の決算書と比べたわけですが、平成元年から10年までの市税の決算では、9年度が最大で2,930,000千円です。決算合計では、平成5年がピークで約135億円。当初予算と決算額では比較にはならないとは思いますが、格差が大きいというのは見えるのではないかと思います。10年度以降を比較いたしましても、将来的には明るい見通しは立てられそうにないな、こういう実感を持っております。

このことについて、市長の演告の中でも、平成15年度の鹿島市一般会計の収支見直しについて、地方税を初め、財源不足がどの収入財源項目を見ましても減、減の表現の連続でありまして、第4次総合計画の実現に向けても、これまで築き上げてきた資産を有効に活用し、本市独自の行政サービスシステムを充実させ、かつこれまでのサービス水準を良好に維持していくという趣旨に沿って主要施策を推進するとしながらも、八つの重点プロジェクトを着実に実施するための知恵を絞った予算要求をしつつ、前年度に引き続き1、2、3という項目を上げておられますが、行政全般にわたって徹底した見直しによる経費の一層の節減合理化を図る。二つ目は、行政の効率化を、あるいは迅速化を図ると。3点目は、限られた財源の効率的運営を図るという、この苦しい胸のうちの明らかなにされたと思ってお聞きをいたしました。

昨年度12月議会で、職員の給与、あるいは議員の報酬等の減額補正、また議員定数削減条例改正、このような14年度を乗り切る策がとられたわけですが、この状況がどこまで続くのかと思うと、将来には不安しか残らないということになります。

市民生活を見ましても、また市民の声をお聞きしましても、不況を反映してか、買い物も

控え目、石油まで値上げで台所直撃ですよとか、とうとう銀行がお金を貸さんごとなつてしまつたとか、サラ金に手を出さんばならんとやろうかなとか、こういう声が聞かれるようになってきました。

人事院勧告でウナギ登りに給与が上がるときは、公務員は、民間の後追い賃金で安月給を強いられたのに、不況の波が出てくると、公務員賃金がやり玉に上げられ、そのツケはその地域の経済不安、あるいは生活不安をつくる原因ともなりかねません。市の財政もまた、同じ経過をたどるものでございますよね。財政のしわ寄せは職員給与に影響を及ぼし、財政は市民生活を直撃し、この先、本当に総合計画の具体的施策が十分にできるのか、不安に思えてなりません。

15年度の一般会計歳出予算の中で、投資的経費として 975,500千円が計上されております。これは対前年度比19.1%の減。主な事業としては、合併浄化槽整備23,490千円、音成地区の団体営基盤整備事業50,500千円、ノリ養殖協業化モデル経営体事業59,400千円、蟻尾山公園中央広場整備40,000千円、単独事業として農林水産業及び土木費など 747,550千円余の計上になっております。苦しいながらも、やりくりが見られるようであります。

ただ、15年度は当初予算としてこれで進められるとして、対前年度比の落ち込みが年々大きくなっている状況から、将来的にはどのような見通しを持って対処していけばよいのか。また、第4次総合計画のうち、実施計画書では歳出面でマイナス要素がふえ、公債費比率も16.3%から17.7%へ、また財政力指数も 0.394から 0.404、あるいは 0.412と、改善の姿は見られておりません。

このような中で、社会福祉整備事業の実態をつぶさに眺めると、高齢者、あるいは児童への行政サービスとしては、かなりなものを支出されているということを見ることができるわけですが、また、障害者福祉につきましても配慮をいただいておりますということについて、障害者を持つ御家族の方々は福祉行政の充実を感じておられるという面もあられるようでございます。

しかしながら、体に重度の障害を持つ方の御家族の方には、障害者が成長されると面倒を見るのが大変だと。このようなことがこぼされるようになってきております。

これは先ほど松尾議員も言っておられました。特に、外出され車で帰宅されても、自分が1人では介添えができない。家族のほかの方がもう1人いらっしやらないと、車に乗せたまましておかなければいけない。1人ではおろし切れないわけです。おふろに入れようにも、1人ではとても入れ切れない。1人ではとても対応できないというようなことをこぼしておられます。

現在、好日の園で在宅障害者に対する入浴サービスが行われているとはお聞きしておりますが、総合計画の平成14年12月策定の実施計画書20ページを見ますと、その中に障害者福祉事業の中で、市障害者移送サービス事業は平成15年度事業の実施方法の検討ということにな

っているようですけれども、具体的にはどのように進められるのか、お伺いをいたします。

大きい2点目です。行政改革の一環としての問題について、2点についてお尋ねをいたします。

1点目は、胸につけられているネームプレートについてであります。

理由は簡単です。名前がよくわからない。どの人にどんなことをお尋ねしたらいいのか迷う。あるいは、職員の行政マンとしての規律保持に役立つのではないかとと思われるということなどです。

市長のように有名になりますと、名札があろうとなかろうと、ああ、あの人は鹿島の市長さんたいと。市長は今のは名札つけとらんもん。

しかし、職員は、職員さんたち一人一人になりますと、どなたがどんなお名前で、どんな仕事をなさっているのか、この小さなネームプレートではやっぱり見にくいとおっしゃる方が多いようでございます。たまには、今の市長のように、お忘れになられるのか、名札をつけていらっしゃらない方も見受けられるようでございます。

最近では、例えば、私たち行政視察に出かけますけれども、名刺型よりもやや大き目のネームプレートを見かけることが多くなりました。そして、その職員さんの対応ぶりがきびきびとして、また言葉遣いが丁寧で、行政マンらしさというんですかね、そういう風格を感じることができるわけであります。

鹿島の職員さんがそうではないとは申しません。90%以上、もっと多いかなと思いますが、おおむねは行政マンらしさで対応してもらっているのですが、中には、この職員さんはこれでいいのだろうかと思われる方がないとは言えないようであります。

このような方のためにも、自分を明確にされて、自覚ある行政マンとしての資質を身につけられるためにも、大きなネームプレートにされてはどうかと提案をいたします。

聞くとところによりますと、最近はパソコンで顔写真もとれるし、部署、名前を書き込んで、ケースに入れてひもでつるすようにしたとしても、1人あたりはそう大した金額にはならないということのようです。このことについてお尋ねをいたします。

2点目、環境問題のことであります。

このことについては環境対策特別委員会の報告の中でも触れますが、これからの生活環境は地球的規模で考えられなければならない課題であり、今、市行政で取り組まれている行政全般での環境問題は、1課1係で対応できたのではないかという観点から考えてほしいのであります。

例えば、水源確保の問題は水道課、森林保全は農林水産課、発酵の問題で、職員に関しては商工観光課、あるいは保険健康課、それからEM発酵ぼかしでは環境下水道課、それを使用し大規模化していくと農林水産課との関連がある、そのほか水質汚濁だとか、あるいは公共下水道の整備だとか、河川や海の汚れ防止策とか、あるいはごみ処理、分別収集、ごみ焼

却、廃棄物処理、生ごみ堆肥化、環境、教育——これはもう教育委員会になりますよね。そういうことの実践などなど、環境問題との関連は広がりが大きくなるばかりではないかと思われるわけであります。

今日の環境下水道課の皆さんの状況を見ていますと、ちょっとお話を聞こうと思っても、なかなか会えないというのが実態であります。外に出かけられることが多いようでありませす。

行政内部のことにつきましてはよくわかりませんが、さきに申しましたように、内容が多岐にわたり、しかも、現に他の部署でも環境問題を抜きにしては考えられないところに来ているように見られるからであります。どのような対応策を考えられるのかお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（中島邦保君）

午前中はこれにて休憩します。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（中島邦保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。唐島財政課長。

○財政課長（唐島 稔君）

まず第1点目、財政の見通し、明るい材料がないと不安であるということについてお答えをいたします。

御指摘のとおり、現在の国の財政状況とか経済状況から申し上げまして、歳入、特に市税と交付税、これの大きな増額はもう期待ができないような状況にあります。では、どうするかといったことになってまいりますが、まず、これは歳入を見ながら歳出を切り詰めるほかはないというふうに考えます。特に一般行政経費、庁舎の光熱水費でありますとか、その他の消耗品、それから役員費あたり、ここらあたりの経費を節減していくほかにはないというふうに考えております。こうして切り詰めていきました上で、なおかつ足りない部分が出てまいります、その部分につきましては、今申し上げました部分をできるだけ切り詰めていって、住民生活における利便性の向上でありますとか福祉の向上、ここらに予算を回していかなければならないと思っております。そして、これがまた、財政運営の基本的なやり方の一つではなかろうかというふうに考えております。

ただし、今ちょっと申し上げましたが、歳入の落ち込みにつきましては、これらの節約ではカバーをし切れないというような状況になりつつあります。したがって、住民生活に直結をいたします事業費につきましても、一定程度の削減が今後どうしても必要となってくるというふうに考えております。

それから、2点目の第4次総合計画の施策が、この歳入の落ち込みの中で完全に実施できるかというお尋ねでございますけれども、個々の事業につきましては、今申し上げますように、財源の関係から、財源の検討、それから事業の優先度の検討、ここらを今まで以上に厳しくやって、そして、事業の間延びとか先送り、それから、場合によっては取りやめも生じるかもわかりませんが、そういったことも含めまして、そういったことはそういったことでやりながら、第4次総合計画の達成ということにつきましては、その基本的な理念、五つのまちづくり、八つのプロジェクト、これをしっかり押さえていく必要があるかと考えております。そして、その中では、住民の負託にこたえるために、どこまでが市がやるべきことなのか、どこまでが市民の方に自助努力をお願いすべき部分であるのか、その見きわめというものも今まで以上に必要になってくるのではなかろうかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後の財政見通しの詳細につきましては、毎年11月ごろに中期財政計画を策定いたしますが、これは12月定例会の折に、議員の皆様方にも資料としてお示しをしておりますとおりでございまして、これについての詳しい説明は省略をさせていただきます。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

私の方からは身体障害者福祉政策への配慮という点についてお答えをいたします。

御存じのとおり、総合計画に沿いまして実施計画を立てて、施設入所、あるいは更生医療とか補装具の給付、あるいは住宅改善、自動車改造と、こういったいろんな福祉の施策を推進しているところでありますけれども、在宅の重度の心身障害児・者と、その介助をされる家族の方々の御苦勞は、先ほど議員申されたとおりであります。

お尋ねの実施計画の障害者移送サービスの事業ということですが、これは移動が困難な65歳未満の障害者を対象に、移送介助用の自動車を利用し、公共機関、あるいは病院等への移送を行うことによって、保護者等の介助の軽減を図るとか、それから、障害者の社会参加を促進するとか、こういうものであります。この4月から障害者の支援費制度ということで、こういうふうに移行するわけですが、国の制度の中に組み込まれるものを除いて、鹿島市として先進事例、こういうものを調査し、どのようなことができるのか、考えられるのか、こういうことで15年度は検討してまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（中島邦保君）

江頭総務課長。

○総務課長（江頭毅一郎君）

それでは、私の方からは職員のネームプレートを変えることについてにお答えをいたしました

と思いますが、ネームプレートと申しますのは、存在を確認するという意味で、以前から行われてきていると思いますが、スポーツに関しますと、団体競技におきましては、野球とかソフトボールとかサッカーとかバレーボールとか、そういうのは背番号がございます。また、個人競技では、陸上競技のゼッケンというのもございますが、ほかにも身分証明証とか免許証とか、そういうものもそういうたぐいだらうと思います。

職員の意識調査の件でございますが、職員研修会を開催しておりますが、市職員としての基本、それから基礎、そういうメニューを実施いたしておりますが、特に職員としての心構え、あるいはモラル、マナー、接遇、服務、そういうものも行っておりますし、また、専門的な知識も行っております。議員が申されますことは、ネームプレートをすることによりまして、職員の意識の自覚を促すということであると思いますが、相乗効果と考えるならば、それも一つの方法ではないかと思えます。

ちなみに、県と市の状況を見ても、佐賀県、佐賀市、鳥栖市、伊万里市、多久市が、サイズは名刺サイズより若干大き目でございますが、縦が5.5センチ、横が9センチでございます。その着用方法といたしましては、胸に固定をする、あるいは首から下げるといような方法をとっておりますし、鹿島市と唐津市は、サイズは縦2センチで横が5.5センチでございます。着用方法といたしましては、胸に固定をするということにいたしております。

それから、ネームプレートの表示内容につきましては、各市それぞれのようにございますが、いずれにいたしましても、このネームプレートを変えるということにつきましては検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（中島邦保君）

出村総務部長。

○総務部長（出村素明君）

8番議員の環境問題に対応する部署についてということについて、私の方からお答えをいたします。

環境問題は、8番議員おっしゃるとおりに、今や地球規模の問題でありまして、このため国では、環境、共生、参加、国際的取り組みという、四つの長期的目標を掲げた新環境計画を策定して、強力に推進していくことといたしております。当市でも、この問題は最重要課題と位置づけまして、第4次総合計画でも一つの柱として掲げているところであります。これを受けまして、現在、環境基本計画を策定中であり、この中で、施策の推進方策なり推進に当たっての市民、事業者、行政の役割分担、行政の役割については、各部署ごとに基本方針を定めることで今作業を進めているところでございます。組織の集約を図ったとしても、事業の推進はそれぞれの分野で担っていくわけですので、当面は現行組織の中で推進することとし、必要に応じ横断的組織の編成も考慮に入れながら、その動向を見きわめていきたい

と考えております。

○議長（中島邦保君）

8番北原慎也君。

○8番（北原慎也君）

ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきますが、まず、全体的な歳入歳出の予算の問題なんですけど、今の答弁をお聞きいたしますと、経常経費を節減ができる部分はなるべく節減をしていきながら、そして、もうそれ以上カバーできないということになれば、事業を切り詰めざるを得んかなというような答弁だったと思います。そうしますと、結局、交付税の見込みがない。市民生活がだんだん落ち込んでいくわけですから、市税の収入も望みがないということになりますと、事業を切り詰めていくということになりますから、これは直接市民生活に影響を及ぼしてくるということが現実的な問題になってくるわけですよ。帳面の上で数字をはじくという問題だけではなくて、実際に市民生活そのものに影響を及ぼしてくるということになるわけですから、これは市長の演告の中でもありましたように、要求できる分をどんどん要求していくという、これはやっぱりやっていかんばどうにもならんというところに来ていると思うんですよ。

市税の収入の見込みが少しでもあるということであれば、もう少しはいいかなというのはあるわけですが、特に私が聞くのは、福祉事業中心にと言っておられますけれども、これだけ公共工事が少なくなってくると、今まで事業をやってこられた業者の方は、おいどんはいつ切り捨てらるっとなんという不安をお持ちですね。やっぱり従業員を養っていかんといかんわけですから、それなりの仕事をしたい。仕事をしたいけれども、その仕事がないと。だんだん削られていくという、もう公共工事には頼れないのかなというような不安をお持ちです。それじゃ、一般の事業に手が回るかという、一般の人も、今度は民間の人も収入が落とされていくわけですから、とても家の改修をするとか、土地をひねくるとか、そういうことはできなくなってくる。そうすると、悪循環を起こしていくというのが私はデフレの現象だろうと思うんですが、これを改善する手だてというのは、市長が先頭に立って国や県なりに求めていく、それしかないのではないかなというふうなことを感じておりますが、そこら辺については、後だって市長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

私はずっと平成元年から平成10年、14年、ことしの見通しまで見ながら、どうもこの歳入面ではこれから先の望みというのはないかと、それから、歳出も大幅に何かやるということは難しいかなというふうなことを感じながら質問をさせていただきました。その中で、先ほどから申し上げておりました重度の心身障害者の問題、これは松尾議員も、るる説明をなさっておられましたが、特に重度の心身障害者というのは、ほとんどの人がダブル障害。体に異常があるだけではなくて、知的にも障害があります。両方あるんです。これは私も今から

30数年前、特殊学級を5年受け持ちました。これは江口監査委員と一緒に勤めよるころの話ですから、江口先生、よく御存じだと思います。

その中に、知的障害と、それから身体障害、その身体障害の中でも、いわゆる肢体不自由というのではなくて、肢体不自由も伴っておりましたけれども、内部の疾患、これとのダブル障害、そういう子供がいました。人工肛門ですから、排便がきかない子供でしたけれども、その子供に排便の時間を教えるために3年かかりました。どうやったかという、私も一緒に服を脱いで裸になって、私のおなかの圧力の加え方、力の入れ方、それを子供に教えたわけです。3年かかりました。同じ時間に、同じやり方でやって、排便の時間、この時間になれば排便をするんだというのを教えるわけですね。そういうことをやって、2年生から3、4、5年まで、5年生になってやっと自分で排便ができるようになった。時々は失敗もいたしましたけれども、できるようになりました。それくらいかかる。ダブル障害の子供というのは知恵もおくれていますから、なかなか思うようにいかんわけです。

先ほど松尾議員も言っておられました、大人になってきますと、ダブル障害ですから、体が大きく成長してきますと、親が1人ではどうしても扱い切らなくなるわけです。私の身内にもそういう子供が1人おまして、20歳から23歳ぐらいで、私のいところになるんですが、朝鮮から引き揚げてきて、昭和20年から23年ぐらいですね、市長は介護で大分苦勞されたということをおっしゃっておられました、二十前後になってきますと、おむつを一つかえるのにも、家族というのはざっとないわけです。その子は手足が動かない、それから言葉が出ない、「あーあー」と言うぐらいですね。それに、やっぱり脳性麻痺ですから知能もおくれておりました。ダブルどころじゃない、三重、トリプル障害ですね、そういう子供です。そうすると、入浴となるともっと大変です。それから、外に連れ出すということになりますと、1人ではだめですから、必ず2人以上いないと対応し切れない。重度というのはそういうものなんですね。

ですから、これは応能主義だというようなお話もありましたが、やっぱり肢体不自由、あるいはそういうダブル障害の子供さん、あるいは成人した子供さんをお持ちだと、家族にとってはとても耐え切れないものがあると思います。また、実際に見ていきますと、本当に、ああ、これ以上何とかできんもんかなというふうに皆さん思われると思います。

先ほど市長の答弁の中にもありました、今年度から措置費が支援費の制度に変わるというのがありまして、そういうふうな手厚さが出てくるんだというような御説明をなさいましたが、全国の肢体不自由児・者の父母の会連合会というのがあるようですが、その中で、今何が必要なかということで、日常生活の悩みについてアンケートをとっておられるわけですが、その中で親の高齢化というのが一番やっぱり多いようですね。その次が医療ケアの問題、それから緊急時の対応、みんな322件中247件の回答があっているわけですが、その中の親の高齢化というのを心配しておられるのが101です。それから、医療ケアの問題というの

が56、緊急時の対応というのが34、将来の生活が不安というのが25、兄弟の負担が心配だというのが13、家族に対するサポートが8、その他10、こういう回答が出ております。やっぱり介助をしたり介護をしたりする人たちの年齢が高齢化してくると、自分だけでは対応できないというのが一番大きいという結果が出ております。

それから、親にしてみると、これを自分の兄弟、おじさん、おばさんに当たる人、あるいはその子供の兄弟におぶしかけることはできんと、やっぱりどがんだんとしたかと。昨年でしたか、高齢者の方が、もうこれ以上は介護ができませんということで、お亡くなりになったという事例が鹿島であったわけですが、そういうことにならないようにするためにも、今からはやっぱり手厚い行政としての対応の仕方というのが必要になってくるのではないかと、うふうに思うわけです。

障害の種類別を見てみましても、何が一番多いかというと、肢体不自由という、体の動きと関連する障害をお持ちの方が一番多いわけですね。私、さっき特殊学級の子供というのを申しあげましたが、11人私は受け持っておりました。その当時は今のように養護学校がありませんでしたから、みんなダブル障害です。聴覚障害があつてみたり、肢体不自由があつてみたり、内臓疾患があつてみたり、そして知恵おくれですね。そういうダブル障害の子供の中で、現在も肢体不自由というのが一番多いわけですね。そうしますと、こちらの方にやっぱりもう少し目を向けてほしいなというのがあるわけですね。

好日の園さんで、これまでも何人かの人に対応されていらっしゃるというお話をお聞きしますが、今までのいわゆる措置費ですね、中におる人はいいわけですね、入所していらっしゃる方はいいでしょうけれども、通所、あるいは在宅、こういう人たちが措置を受けるということになりますと、これは1人ではどうにもならないということになりますと、2人以上の方がついて動かせなければいけない。松尾議員もおっしゃっておられた、あるお方は佐賀まで1日2回も往復して介助の仕事をして、1日やったらくたくたになるというふうなことも申しておられます。そういう実態が鹿島の中にもやっぱりあるわけですね。そうしますと、それに対応する我々の行政としての対応というのが必要になってくるんじゃないかなと。

実施計画書を調べてみますと、先ほど答弁でありましたように、鹿島市障害者移送サービス事業は、平成15年は事業の実施方法の検討をするということにとどまっております。ところが、これは鹿島に療育園というのがありますよね、ここに例えばその方を入所させるとなると、知的障害があるから、知的障害を何とかできんかということになりますと、鹿島療育園は知的障害者は入れるようになっていないというのがあって、そういう一つの入所基準と申しますか、そういうものの壁があるわけですね。施設には施設の壁があるわけですね。それを取っ払うということも一つあるわけですね。

それからもう一つは、そういう入浴サービスなり、あるいは移送サービスなり、そういうものをセットにして、せつかく鹿島療育園もありますし、好日の園さんもおられて、し

かし、好日の園さんは、どうも措置費が足らんけんが、もうこぎゃんとはしとうなかというごたる言い方をしよんさっとか私は聞いたことがあります、それがどうかは知りませんよ。もしそうであれば、もう少しやっぱり手厚い施しと申しますか、手を差し伸べる、そういうことをやっていただきたいなというふうに思うのですが、いわゆる介助の負担を親さん、あるいは家族、そういう方に負担をかけるのではなくて、何とか行政の側でそういう施設を利用してやっていけるようなことは考えられないのかどうか、そこら辺について再度お尋ねをしたいと思います。

それから、ネームプレートの問題ですが、検討していただくということでございますので、ぜひひとつお願いしたいと思います。やっぱりネームの大きいのをつけておると、それだけ意識も大きくなっているみたいですよ。こまかどをつけてくよりか、太かどがましですよ。そして、ほら、県庁に行って、どなたも見んさったでしょう、あるいはよその市町村に行かれたと思います。よかですよ、あれは。いっちょ総務課長、先頭に立って、我がつけてみらんですか。あれは 600円ぐらいあるぎよかて、いっちょつくつとに。ひもは何でんどうあるう。ひもぐらい、じきつければよかもん。定期券入れをいっちょ買えばよか。そがん高うなか。あとはパソコンに打ち込めば、我が写真ば入れて撮ればね。今パソコンはみんなしい得んさつでしょう。たやすいことですよ。ぜひ御検討をお願いしたい。

それから、最後、総務部長の答弁で、それぞれの分野で横断的に検討してまいります、非常に優等生の答弁をいただきましたが、確かにこれからは本当、部長も言われたように、地球的な規模、私はもっと、オゾン層が破壊されるということは宇宙的な規模ですよ、そういうときに来ていると思うんですよ。そうしますと、やっぱり小さな一つの課で対応するというのは非常に難しい時代なんです。

今度の、何で見ましたかね、環境教育の問題について予算化してありましたよね。それを見ますと、環境下水道課の予算になっています。私は、環境教育をするということですから、これは学校教育だけではなくて一般の人も対象にということもありましようが、やっぱり教育の問題は教育委員会だと思わんですよ。そここのところを横断的に考えていきたいというふうにおっしゃったと思うんですが、集約された形で、せつかく部課制度を設けられたわけですから、このテーマは全部でやると。

特別委員会の報告の中でも私は触れているんですが、ぜひ I S O 14001 の認証取得をやって、そして、この環境の問題は、その中で、全部で取り上げてやっていくようにしたらどうかと、そういう提言をしております。そのためには、やっぱりその環境の問題を私は企画、あるいは総務、そういうところで一括して取り扱って、そして、教育の問題は教育委員会でやってくれというふうな分け方というんですか、これはじゃぶじゃぶ作戦は環境下水道課でいいでしょう。しかし、例えば発酵の問題、EMを生かした有機農法の問題になりますと、農林水産課の問題になるわけですよ。それこそ横断的になってくるわけですから、それ

を元締め、統括するところ、そういうものをつくった方がいいのではないかという提案なんです。

もしよければ、再度御答弁をお願いして、2回目の質問を終わります。

○議長（中島邦保君）

唐島財政課長。

○財政課長（唐島 稔君）

2回目の御質問でございます。経常経費の部分のみの節約で、はみ出した部分、事業費そのものを切ったら、市民生活に影響を及ぼすのではないかという御質問です。

国の方では平成15年度とは言っておりませんが、この一般会計では、税収がおおよそ5割程度しかございません、これは御承知のとおりです。これで、国は10割のサービスを今まで続けてまいりました。どなたが考えましても不自然な状態、こんな状態がいつまで続くのかといったような状況でございます。

一方、鹿島市、これは地方公共団体すべてでございますけれども、交付税の身がわり、これに、御承知のとおり、臨時財政対策債という起債がありますが、これを平成15年度では6億超える額を借金して、そして住民のサービスに充てようというふうにやっております。この660,000千円すべてが一般的なサービスに当たるわけではもちろんございませんが、投資事業は約4億程度しかことは確保ができておりません。この臨時財政対策債は、元利償還金が100%国から補てんはされますものの、このような借金によるサービスがいつまで続けていかれるかというような不安はございます。ですから、どうしても直結しました事業費、これあたりを市でやるべき部分、本当に市でやるべき部分なのか、あるいは市民の方々が自助努力でやっていただける部分がないのか、この部分にはないのかを峻別していく必要があるかと考えております。

○議長（中島邦保君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

福祉関係のことについてお答えをいたします。

議員申されますように、重度の心身障害児・者については、子供の成長とともに、保護者の負担というのは非常に厳しくなるということになるわけです。それで、現在、最重度の障害者については、施設でも受け入れられていないというのが実情でございます。そういう状況です。

それで、現在のところ、居宅サービス関係で申し上げますと、デイサービス関係で重度ということで1名、それから、ショートステイということで現在1名、ホームヘルプサービスということで15名ほどサービスの提供をいたしているところですが、この経費については、なかなか施設としても難しいという点も今御指摘あったかと思いますが、これにつき

ましては、国が定めた措置費の基準ということでなされているところでございます。

それから、平成15年4月から障害者の自己決定を重視した支援費制度ということは繰り返し申し上げておりますけれども、より障害者福祉サービスの整備というものが求められているわけですが、特に本市においては相談体制の整備、障害者支援センター、こういうものとか、あるいは各種福祉サービスの充実ということで、身体障害者デイサービス等、こういうところが求められているところです。現在、ある社会福祉法人の方から、この施設に取り組みたいというようなことで申し出もあっております。現在、その設置場所などについて検討されているようであります。私どもといたしましては、用地の確保への協力など、可能な限り、その社会福祉法人に対して協力してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中島邦保君）

出村総務部長。

○総務部長（出村素明君）

環境問題に対応する部署についての2回目の質問にお答えをしたいと思いますけれども、先ほど申し上げますとおりに、今、環境基本計画を策定中でありまして、当面はこの計画を受けて、それぞれの部署ごとに役割分担ということも定めておりますので、そういう方策で進めさせていただきたいと思っております。ただ、複雑に、この環境問題が多岐になってきますと、今のような部署で対応できるかという問題は確かにあります。環境課として独立させるべきではないかという意見もありますし、今後、合併の問題ということもありますので、もう少し時間をかしていただきたいと思います。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、財政の見通しについてということでお答えをいたしますが、来年度の予算編成がどうか、何とかできました。一言で感想を言えば、よくこれだけの歳入不足の中で包み込みきったなというのが実感でございます。これは鹿島市に限らず、全国の地方自治体では共通の今大きな課題としてあるわけでございますが、それが終わりましたので、大分財政課も苦勞をいたしましたので、ここんたいの言葉で言うぎ、一杯やろうかいと、慰勞会を実はして、その冒頭に私はこういうことを申し上げました。本当に皆さん御苦勞さんでしたと。まずやっぱり予算査定るとき、同僚の要求を断るわけですので、断るのがむしろ今仕事になっておりますので、それで、皆さん方は大変だったなど。

それからもう一つは、私はギョウザに例えて言いました。いわゆる具の方はいっぱい詰め込めと、おいが方からも言うたと。ところが、ギョウザの皮でいいますと、市販のでき合いの皮でやったら、恐らく破れていたろうと。しかし、皆さん方が気持ちを込めて手づくりで

ギョウザの皮をつくってくれたおかげで、伸縮性が自在に伸びることによって、この具を包んでくれたんじゃないかと、こういうねぎらいを申しましてですね。

もう一つは、お金というのは、よく言われているように、お金のために働くと、これもありましょうが、これだけでは人間寂しい。したがって、お金にいかにか働かせるかということを考えるのが我々の仕事じゃなかろうかなというふうな話をいたしたところでもあります。いずれにしても、先ほど具体的に課長の方からも申しましたように、非常に厳しい状況の中で予算編成を終えることができました。

それで、この財政の問題につきましても、今大きな転換が国の政策としてなされております、これは御承知のとおりであります。先ほど臨時財政対策債の発行、こういうものも、その一環として現実に我々に突きつけられている現象であります。まず、私たちの自主財源として貴重なものであります、あるいは最大限のものであります交付税にしましても、国は交付税特会の中で、実際の国税の中で、収入の中で、特別交付税に割り当てられるパーセンテージは決まっておりますので、国税収入全体が減りますと、この特別会計の収入も減ってくるわけではありますが、これが今15兆円ぐらいしか収入がないのに19兆とか20兆とか、これを交付税として交付しなければいけないと、あるいはまた市町村の方でも、いわゆる自分の身丈以上の起債という形で今まで住民サービスをやってきた。このあたりのことをそろそろやめようやと、国もたまらなばいと、あるいは市町村も借金ばかりふえてどうするんかと、こういう議論が国レベルでも地方のレベルでも起きている、こういうのが今の現状であると思います。

ただ、私たちの意識というのは、いわゆる市民の意識にしる、私たちの執行部の意識にしる、あるいはまた、ここまで言ったら怒られるかわかりませんが、議員の皆さんの意識にしる、今までの右肩上がり、あるいは交付税そのものが今までのように潤沢にある、市税収入も潤沢にある、こういう意識の延長がまだ続いているんじゃないかと。これをやっぱり払拭したところから、新しい時代に対応できる国なり、あるいは地方の行政の仕組みなり体制というものを、あるいはどこまでサービスをしたらいいのかと、こういうものを今から再構築しようと、その真ただ中にあるのが現在ではなかろうかという認識を持っておるわけであります。

そういう中で、非常に、例えば限られた財源の中で、投資的な事業を少なくすると、さっき申されましたように、いわゆる土木建築業者さんたちが非常に厳しくなる。しかし、こちらの方に予算を回すと、福祉を初め、そういう分野の予算が少なくなる。いわゆる全体のパイが縮小してきているわけですので、そういう中で配分をどうしていくか、非常に厳しい状況に置かれております。ただ、平成15年度の予算の全体の編成の結果を見ても、私は福祉分野を初めとする環境、教育、文化、こういうものは極力、恐らく現状維持、あるいはプラスにしたものもある、こういうところで頑張ってみました。しかし、その分、全体のパ

イということの構造から考えますと、やっぱり投資的なものが減っていく、こういうことで、平成15年度の予算編成は構成をしていると。ただし、この状況というのは、今後よくなるという保証はございませんので、非常にドラスチックな行財政改革が必要になってくる。そういう中での合併というものの議論、これはやっぱり必要になってくるのではなからうかというふうに思っておるところであります。

それから、身体障害者の福祉政策への、これも先ほど松尾議員のところでも申し上げましたように、やっぱり国の政策そのものが大きな転換をしております、地方でできるものは地方で、民間でできるものは民間で、個人の責任においてできるものは個人の責任において、こういうふうな大きな転換の流れの中で、じゃ、我々がいかにこのサービスというものを低下させないようにできるかと、ここの1点を私たちは見据えながら今から頑張らなければいけないですし、こういう新しいやり方に対して、どう対応していくかを議会、諸兄と議論をしながら新しい構築をしていく、こういうことを考えております。

それから、職員のネームプレートの問題であります、これは先ほど課長が言いましたように、具体的に検討をさせていただきます。

それから、環境問題についての部署の問題、これも部長が申し上げたとおりです。実は、1週間ぐらい前ですか、この環境問題に今現在鹿島市としてやっている、対応していること、それから、これからやろうとしていること、こういうものを、フローチャートに関係課と一緒にやってつくりました。そして、このフローチャートを見ながら、組織がどうあるべきか考えてみようやということの指示もしておりますし、先ほど申し上げました環境基本計画、この策定も今しておりますので、こういうものとあわせて、私自身もやらなければいけないと思っておりますが、私自身も、これはやっぱり今の組織のあり方では対応できないというふうに感じております。議員おっしゃるとおりです。

ただ、例えば環境課というふうにつくったとしますね。しかし、それにしても、どうしても農林関係の方との連携も必要になってきますし、そういう連携というのを除いては考えられません。一つの部署にくるむということは、これは不可能ですから、そのあたりとあわせながら検討をして、早くまとめをして、政策として生かしていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（中島邦保君）

8番北原慎也君。

○8番（北原慎也君）

余り3回目はやらない主義でございましたが、きょうだけはさせていただきます。

どうもありがとうございました。やっぱりいろいろな問題があったんだなというのはわかりました。それから、具体的なことだけ、検討されるということについては、そのとおりの願いをしておきたいというふうに思います。

峰松所長も言っておられたように、具体的に、やっぱりこれから、ぜひ施設あたりと話し合いを十分させていただいて、そして、要は重度心身障害者の皆さんが、あるいはその保護者の方が、100%納得はいかれないにしましても、ああ、これで将来的に少しは明るい日差しが見えてきたなというくらいのは、いっちょ所長のお力でお願いをしたいと思いません。

確かに、これまでも入所者、あるいは一般の通所者の方々に対していろいろ措置をさせていただいたというのはわかります。これはお一人に月何十万というお金が必要なわけですから、これには私は感謝されているというふうにお聞きしております。しかし、なおやっぱり、その子供さんに責任はないわけですから、そういうことを私たちは、ぜひ議員の皆さんも、それから、ほかの課の皆さんも御理解をいただいて、お願いをしたいと思えます。

ちなみに、平成13年の障害者の全国の様子なんですが、324万5,000人の障害者の対象者がいるんですよ、全国にはね。そのうちに内部障害というのは84万9,000人、聴覚言語障害が34万6,000人、視覚障害が30万1,000人、肢体不自由は174万9,000人。そうすると、この肢体不自由の障害があるという方は、今度はまた、必ずほかの障害を伴っているということなんです。そういうことを考えますと、施設の内部、例えば鹿島療育園は知的障害者の対象になっていないとかいうのがあるわけでしょう、施設によってね。何かな、お隣の五町田はたちばな学園ですか、たちばな学園は知的障害が主になりますよね。そういうふうに、それぞれの、何というかな、セクトがあるわけですね。ですから、そのセクトを取り払うという、例えば鹿島療育園に知的障害者も含められるような、そういう施設にすると。これは県や国とのかかわりもありましようが、そういうところまで踏み込んでやってみるという必要もあるんじゃないかということをございます。

先ほど答弁の中で、いろいろ用地について申し出があっているというようなお話もありましたので、そういうことも含めて、ひとつ御検討をお願いいたしまして、終わります。

○議長（中島邦保君）

以上で8番議員の質問を終わります。

次に、15番中村清君。

○15番（中村 清君）

15番中村です。通告に従い、一般質問を行いたいと思えます。

先ほど、この合併問題については松尾議員の方からお話がありました。松尾議員は合併問題については反対と、私は2市4町の合併に賛成という立場でございました。この人口12万、温泉あり、海あり、山あり、そして鹿島の農産物ありと、嬉野とか武雄に来られた観光客に鹿島のおいしいものを食べさせたいと、2市4町ですばらしいまちづくりをしたいと、そういう思いを描いておりました。まことに残念ですけど、否決になりました。しかし、先ほど松尾議員の方から疑わしいことを言われましたけど、こういうことはどっちにしろはっきり

明白にさせていただきたい、そういうふうに思います。

さて、私は今回、合併問題についてだけ焦点を絞りました。このことは本市のまちづくりの将来像に絶大な影響を与え、しかも、子や孫たちの代まで、その影響ははかり知れないものがあると判断しているからです。その意味で、今、鹿島市は大きな分水嶺にあると言っても過言ではありません。

さて、1月24日の鹿島市議会の2市4町合併案に対する12対10の否決以来、市内はもちろん、市外の方からも大変なおしかりの言葉を受け、また、疑問の声を投げかけられました。市民の皆さんからは、大変なことになったのう、後はどぎゃんしゅうで思うとつとやとか、合併せんぎ鹿島は生き残っていかんとやろうだいという声が圧倒的でした。また、市外の人たちの声はさらに厳しく、嬉野町の議員からは、2市4町の協議会の会長やろもん、その鹿島が否決してどぎゃんなつとや、鹿島の者は勝手過ぎっばい。また、塩田町のリーダーの方は、任意協議会の会長のおひざ元で否決するとは全国に例がなかとやなかか、ちょっとおかしかぞと。また、武雄市の議員からは、否決すつぎ鹿島の者と話されんたい、これで知事選も吹っ飛ばばいと。まことに厳しい言葉ばかりでした。また、市内の経済界のトップリーダーの方は、1月24日の2市4町合併議案が否決された後、鹿島市以外の1市4町へおわび行脚に回られたそうでございます。

そういう状況の中で、嬉野町と塩田町の動向が真っ先に注目されました。嬉野町は直ちに武雄市との協議に決定され、一番注目されたのが塩田町の動向でした。その塩田町が2月28日、合併特別委員会でその方向性を決定されるということで、鹿島市からも執行部、議会筋から情報収集やアプローチに大変な努力をされました。これは先ほどから言われているとおりです。しかしながら、その努力が塩田町側にとっては、塩田町への私権侵害だと、大変な御立腹。その結果、塩田町の町長が区長会の席で、鹿島市に対する激しい批判をなされたと聞いております。残念ながら、塩田町の流れを大きく変えてしまった。このことは議会筋からも執行部筋からも、はっきりとお聞きをいたしております。

その塩田町議会の特別委員会が2月28日、断を下されるというので、その日の夕方、私はいても立ってもおられず、塩田町役場へ足を運びました。その結果、全会一致で武雄市側へ決定したということでした。まさに鹿島市にとって最悪非情なる結果でした。そのことは3月1日の新聞に記載されておりますとおりです。ほんの小さな記事ですが、我々鹿島市民にとっては政治面の大トップニュースであり、これから20年後、30年後、私が生きている限り、大きな悔いとして残り、政治家として絶対に忘れることのできない大きな出来事になると思っています。

あの2市4町案を否決した後、結果的に太良町と鹿島市だけが取り残され、孤立した状態になってしまいました。しかし、その太良町でさえも、後の道筋は住民投票で決定されるというふうに聞いております。その結果いかんでは、本市は全く孤立無援のひとりぼっちのま

ちになってしまいます。

以上のような結果、2市4町のまちづくりの期待感も、1市3町、または1市2町へ思い描いた夢もすべて吹っ飛び、鹿島市は、市民は、合併に関する限り、全く路頭に迷う結果になってしまいました。

そこで、1点目、基本的なことを質問いたしますが、さて、市長、今のような結果の状態をどのようにお考えなのか、市民の皆さんへ明確にお答えいただきたいと思います。

また、2点目として、このような結果責任はだれにあると思っておられるのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、大きな2点目を質問したいと思います。先に意向調査と説明責任ということでお尋ねをしたいと思います。

意向調査については、区長さん方も何回も何回も足を運ばれ、大変御苦労さまでした。この合併問題は重要な問題なので、住民の皆さんの意見を最大限に尊重したいと市長は常々申され、それはそれで民主主義の原点であると評価をしているところです。しかしながら、その意向調査をするに当たっては、前提条件として、合併問題を判断する上で十分な情報提供がなされたか、ここに私としては大いなる疑問を抱いているわけです。

この意向調査は18歳以上、2万7,000人余りの人に出され、88.77%の人たちが返事を書いてくださいました。これは大変ありがたいことだと思っております。しかしながら、その2万7,000余りのうち、各部落公民館での説明会に出席された方は2,323人。この難しい合併問題をたった2時間余りの説明で全部把握することは無理な気もいたしますが、その説明会でさえ、2万7,000人のうち9割の人たちは聞かれていない。だとすれば、市報の合併問題を見るか、シンポジウムを聞くか、新聞で知る情報だけとなります。果たしてそれでこの合併問題の情報提供を十分なされたと言えるのか。また、その部落での説明会の中で、果たして公平公正な説明がなされたか、こういう説明でよかったのかどうか、大きな疑問が残ってなりません。

そこで、区長さんに聞いてみました。ある部落では、地方交付税の説明が区長会の場ではしっかりあったばってん、おどんが部落ではいっちょん説明されんやっばい、また、ある区長さんは、こぎゃん説明会は聞くぎ、だいでん合併反対てしか思わんばいという答えが返ってきました。今さら済んだことをどうのこうのと言っても仕方がないのですが、この説明会が意向調査に大きく影響し、その意向調査の結果が1月24日の本市の2市4町の決議の際、反対討論の中で、住民の声を無視できないという意見がありましたので、特に説明会を重要視するわけです。

私は、その後、地元の高校生や若い人たちに話を聞いてみました。ある高校生は、受験のことで頭いっぱいですよ、何も合併問題のことはわからんよと。また、ある高校生は、就職でんなかよ、まだ50%しか決まっとらんとばい、職探しで頭の中はいっぱいですよ、合併の

ことは正直言ってわからんですよと、こういう答えが返ってきました。また、ある若い人は、合併で何ね、若い者は何も知らんばいという返事でした。中には、将来の鹿島のことを一生懸命考え、真剣に考えていた若い人もおったことは確かです。ある若い人は、部落説明会までは聞こうと思わんよというのが正直な声だったようです。

そこで、当局としてお尋ねをしたいと思いますが、2万7,000人のうち9割以上の方が説明会を聞かれていなかったことに対してどう思っておられるのか、また、説明会の説明の仕方は公平公正だったか、そのことをどう思っておられるのか、最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（中島邦保君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、中村議員の1回目の御質問の中で、私がお答えできる分についてお答えをいたしたいと思います。

まず、意向調査の説明責任でございます。

全体2万7,000人のうちの約9割の人が説明会に行かなかった、この現状をどう見るかと、果たして公平公正な説明会と言えるかという御質問でございますが、御承知のとおり、私も市民への説明責任の果たし方といたしましては、この部落に出ていっての部落説明会が最も有効な方法の一つだろうということは前々から承知いたしておりました。そういう中で、7月に任意合併協議会が設置されまして、すぐにこの住民意向調査の資料、判断材料となるものをできるだけ多く提供したいということで、任意合併協議会の中には、できるだけ具体的な議論を早くしてほしいということで、いつも要望をしていたところでございます。しかしながら、任意合併協議会の機能についての考え方の違いで、なかなか具体的な議論に入ることはできませんでした。しかし、そういう中でありましたけれども、ようやく9月になりまして、一応任意合併協議会の組織を改める中で、具体的な協議を進めていこうということでお互いの合意ができたところでございます。

しかしながら、この任意合併協議会というのは鹿島市だけでつくっておりませんので、この合意の中には一つの期限というものが決められたところでもあります。そういう中で、10月から1月までの4カ月間で、こういった資料を提供するようにできるだけ努力をしなければならぬという状況に陥ったところでございます。そういうことで、10月から11月にかけて、約17項目の協議事項を任意合併協議会の中で議論をしていただきまして、それをもとに12月から、実際は11月の末から12月22日にかけて、部落説明会に入ったところでございます。

その中で、言われますとおりに、確かに全体的な出席者は2,328名ということで、非常にこれは少ない状況でございました。この傾向は、周辺部落の方々は確かに出席率も多かった

わけですが、だんだん市内の中心部に入るに従って少ないという状況が如実にあらわれてまいりました。しかしながら、この 2,328名という数字は、対象者の 2万 7,000人からすると、確かに1割弱でございますが、約1万 200世帯ぐらありますけれども、そのうちの各世帯から1名ずつ出席していただいたと見ますと、全世帯のうちの約4分の1弱の世帯からの出席があったと見ることもできると思っております。そしてまた、この部落説明会は、全部落をくまなく回ったということで、やはりこの合併議論というものが市内全域に広がったという認識はあったというふうに思っております。

そしてまた、やはり先ほど申しましたように、限られた期間の中で、どのようにしたら一番有効的な方法がとれるかということも、私どもも一生懸命工夫をしながら努力をしてきたところでございますが、そういう意味では、職員の意識の向上も図れたし、あるいは全区長さん方の御協力をいただいて、非常に高いアンケートの、意向調査の回収率を上げることができたということは、非常に限られた期間の中であつたが、一定の効果は上げることができたというふうに思っているところでございます。

そしてまた、やはりこの部落説明会だけをとってみますと、確かに少ない人数でございますけれども、そのほか、これまでに市報は22回にわたって掲載をしておりますし、また、地区懇談会の開催とか、あるいはシンポジウムの開催、そしてまた、全世帯へのチラシの配布、そしてまたホームページでのお知らせ、その他、連日のようにマスコミ等でも取り上げられておりましたので、絶対的に情報は不足をしていたとは必ずしも言えない状況であつたというふうに認識をしているところでございます。

以上が私の答弁といたします。終わります。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、意向調査についてでございますが、いろいろな御意見を聞かれたということでありますが、いろいろな御意見あるでしょう。2市4町に対する反対の人もあられば、賛成の人もあられたと。その割合がどういう割合かといえば、意向調査の結果に出ているということですので、何も 100%どっちどっちということではありませんので、聞いた人によって、賛成の人に聞けば賛成の意見を言われるやろうし、反対の人に意見を聞けば反対の意見を言われる。これはどういう割合かと、さっき言ったようなことに出ていると、これが意向調査であります。

それで、もう一つは塩田町の問題であります。私たちは太良町と鹿島市で、市長名、町長名で、町長さんに一緒に合併問題のテーブルに着きましょうという申し入れをしまして、鹿島市と太良の議長さん名で、塩田町の議長さんの方に同様の申し出をいたしました。そういう中で、塩田町議会としての方向性というものが今回出されているようでありますが、中

身はともかくとして、そういう新聞報道でなされていること、これはしかし、議会の方で方向性を出されたということでありまして、町長がまだそのことに対して結論は出しておられません。塩田町の議会からも恐らく鹿島の議長、あるいは太良の議長さんにも正式な回答、結果報告というものはあっていないと思います。もちろん町長さんは、まだ自分としてはどうするということを決めておられませんので、私の方にも回答はあっておりませんので、そのことに対する深い言及をしますと、今後まだまだ可能性として我々は追及せにやいけませんので、影響がありますので、差し控えます。

ただ、今の中村議員の論法でいいますと、鹿島市長と、それから、鹿島の一生懸命この実現に向けてやってもらった議員が働きかけをしたから反対したんだと、いわゆるそれを一本釣りと言っておられる。これはしかし、よく考えれば、私たちは全協の中で話し合ったわけでしょう、一生懸命働きかけをしましょうと。執行部と議会と一体となってやりましょう、こう決めたわけでしょうが。それに沿って私も議員も動いたわけです。もちろん、これは武雄とか嬉野の方からも同様のことがなされております。この一生懸命やった我々が批判を受けたから、塩田の議会は反対という結論を出したんだというふうな論法で組み立てておられますが、そういうことだけで一つのまちの将来というものの決定をなされるのでしょうか。私は、もっともっと幅広い、奥の深い議論をされてやっておられるというふうに思います。鹿島市だってそうでしょう、もっともっと今後の鹿島市がどうあるべきかという住民の意向をよく聞いて、議会のこの場でもよく議論をして、そして、この先を決めていこうとしているわけですから、そういう論法でこの場で言われるというのは、私は塩田町にとっても心外であろうと思いますし、私も行政が決定をするということはそういうものなのかなというふうに思っております。

それから、結果責任はだれにということではありますが、結果責任は当然市長にありますよ、これは、いろんな面であるわけです。ただ、これは塩田町がいろんな働きかけ、いろんな議論をして、主体的に結論を出されるわけですから、これがそのまま鹿島市長の責任云々というのは論法的にどこでどうつながるのか、私は整理がついておりません。また、この先も塩田町さんがどういう結論を出されるにしろ、道筋はまだいろいろあります。いろんなことを議論しながら、住民の皆さんと一緒に、議会の皆さんと一緒に、これは鹿島市にとって、その状況の中で一番いい選択というものをしていくべきだと、私はそのように考えております。

○議長（中島邦保君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

塩田町の町長が区長会場で、声を大にして鹿島のことを批判なされたらと、私はその事実をこの場で述べている、そういうことでございます。ですから、そういう武雄に向かったと

いう、いろんな条件の中の一つではないか、そういうことでございます。

さて、結果責任ということに関しては、いましばらく時間がかかる、そういうことでございました。しかしながら、今後どうするかということは、今直ちに考えねばならないことだと思っております。そこで、残された道は、合併せずに単独で生き残れるかということ、もう一つは、太良町との1市1町の合併をどうするか、二つに一つの道しかありません。さきの市民の意向調査でも、合併そのものに反対という人は3,345人、17.3%、あとの83%の方は、いずれかの町との合併というふうに答えられているわけです。

総務省の大臣官房総括審議官という方が、今後国の方針として、平成17年3月の特例法が過ぎたとしても、合併を推進していく政府の姿勢に変わりありません、合併は一定の行政能力のある市町村をつくるという意味で、常に追求していく課題になっていますと明確に申されております。いわゆる3,200余りの自治体を1,000余りにするという国の方針。さらにまた、市町村の合併支援策です。合併したところには社会資本の整備を重点的に行う、例えば社会基盤の整備として、道路、トンネル、そして、生活基盤、産業廃棄物の焼却炉とか下水道とか、また保健、医療、福祉、こういうものの助成、教育、文化、学校の統廃合など、いろんな支援策がございます。産業の振興として、農産物の生産団地をつくと新聞に大きく出ております。要するに、合併したところにはいろんな重点投資をします。裏を返せば、合併しなかったところには新規事業が大変厳しくなる、行われなくなる可能性があるということです。

さらにまた、交付税の行方です。先ほど財政課長からもお話があっていましたが、本当にこの交付税というのは、まさにつるべ落としのような感じで落ちていきます。各部落でも説明会がありましたけど、普通交付税が平成11年では44億円、そして、14年度では3,880,000千円、そして、本年度15年度の当初予算で3,450,000千円、この4年の間に約5億。果たしてこの削減額が今後5年後、10年後の見通しはどうか。もちろん、3年後でさえどうなるかわからないといった状況です。

さて、ここで本市が合併できないとなれば、今後あらゆる分野で、今まで述べてきたように、孤立無援のまちになる可能性があるわけです。市のトップとして、太良町と1市1町の合併をどう考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。今のままでは市長の思い描くまちの姿が全然浮かんできません。そのあたりをはっきりとお答えいただきたいと思えます。

また、説明責任ということについて、重ねてお尋ねをしたいと思います。

他県の各地区で住民投票が行われております。各地域ではほとんど、結果はともかくとして、説明不足という言葉が必ずその地域の住民の声として載っております。以前からずっと、いろんなところで説明不足ということが出ております。しかも、本市の場合、議論する時間も残されていない、部落への説明会も1回だけで、後は全くできない、説明できずじま

い。結果として、合併問題が情報不足のまま意向調査を書かざるを得なかったというふうに私は思っております。この市民への説明責任という観点からも、十分ではないことは明白です。

さらにもう一つは、合併に対する市長の考え方で、重大なミスがあったのではないかと思います。これは1月13日の毎日新聞に、本市のことが記載してありました。市長の談話として、「『賛成』『反対』の場合は、市長は積極的に対応できるが、『どちらとも言えない』の時は、判断を議会に委ねた方がよいと考えた」、そのことに対して、「斎藤文男・九州大学名誉教授（憲法学）は「一見、民主的に見えるが、行政として無責任。『どちらとも言えない』という時に議会に委ねるのは判断の丸投げだ。合併問題では当然、住民の意見は分かれるが、行政の長は地域づくりの構想と自らの見識を示して、議会や住民に問うべきだ。判断材料が不足しては、住民は戸惑うばかりではないか」と、こういうことです。

さらにまた、2月25日の佐賀新聞にも、住民投票の件で載っております。「合併の是非を住民投票に委ねる動きも活発だ。県内でも太良町などが住民投票で町の将来を住民自らが判断する。民意の反映という点では賛成だが、合併や町の将来構想などについて十分な情報の共有と判断力が前提でないと、「住民が自ら選んだ道」だということだけで、大切な地域の将来が片づけられる懸念もある。政策決定の責任者である首長は、自らの判断で議会や住民に政策方針を明示するのが基本である。」、こういうことを書かれているわけでございます。

行政の長は、まちづくりの構想とみずからの見識を示して市民に問うべきだと私も考えております。しかるに市長は、住民の皆さんに判断をゆだねると申されたけれども、先ほど述べたように、1月24日の臨時議会前には全然自分の考えや合併の政策方針を明示されませんでした。市長のあいまいな姿勢こそが今日のような状態になってしまったのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほども言いましたように、塩田町は議会でその方向性を示されたということですから、町長さんは結論を出しておられません。ですから、こういう中で、私はまだまだ塩田町に対して、一緒にやりましょうという働きかけはあくまでもやっていくべきだという考えですから、残された道は、合併しないか、太良町との合併しか残っていないと、こういうことにはまだ私は考えは進めておりません。

もう一回申し上げますが、塩田町に議員も一生懸命頑張ってくれました。これは鹿島市の執行部と議会と一致した方針のもとで動いてもらいました。だから、非常に立派だと思います。その方たちがなぜ批判を受けなければいけないのか。さっきも言ったように、同じよう

なことを武雄も嬉野からもやっているんですよ。これはやっぱり競争ですよ。そうでしょう。ですから、そのことは、これは傍聴の皆さん、あるいはCATVでも見ておられると思いますけど、このことは市民の皆さん、わかっておいていただきたいと思いますね。

それから、部落への説明会が1回きりと。これは何回も言ったでしょう、時間がないわけですよ。鹿島市だけの問題じゃないです、この時間の作り方。そうでしょう。そういう中でですから、決して十分とは言えませんよ、それは。しかし、私たちが与えられた限られた時間の中で最大限の努力をしましたと、こういうことであろうと思います。

それから、毎日新聞の論評であります、これが市長の大きな失政だと。ほかの新聞は何も書いていませんよ。また、ほかの新聞の皆さんの意見も聞きましたが、私はそう思いませんし、そうでない意見の人もいっぱいおられます。だから、そういう一つの何か現象をとらえて、全体の判断とか全体の失政、これは私は容認することはできません。

それから、太良町の住民投票に対する、結局批判を申されたわけです、こういう例を挙げるということはですね。しかしこれは、もし太良町さんがこのことを聞いて、何でほかのまちの議員が我々のやり方に介入するかと、批判するかと、こういう同じ図式になるわけでしょう。私は一貫して、住民投票自体は太良町で自主的に決定をしてやられることなんで、だから、これをしない方がいい、した方がいいと、これは太良町が判断されることなんですよ。だから、そういうふうにあなたが申されても、私は太良町さんでこれはやられることと言うしかありません。これはやっぱりほかの町のやり方、あり方というのを我々は容認をしながら、こういう問題を今から話し合いをしていかにやいかんということでもあります。

市長のあいまいさが本日のような結果を招いたんだと。本日のような結果とは何ですか。意向調査というのは、住民の意向が2市4町の賛成者が少なかった。議会でも、その意向も踏まえてでしょう、2市4町には反対多数で反対をされた。これは鹿島市の中では最高議決機関で決定をされたことなんです。それはやっぱり議員の皆さん、我々執行部と同じ議員の皆さんも、これは最大限に尊重すべきものではないでしょうか。そして、その上で次の方策を見つけていくと、こういうことを今までもやってきたし、今後もそういうやり方でやる、我々はそういう仕組みの中でやっているわけでありまして。

○議長（中島邦保君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

太良町の件は、佐賀新聞に書かれてあることを私は述べているわけでございます。要するに、政策全般に関する説明責任をしっかりとしなければならないと、そのことを私は言いたかったわけでございます。鹿島市でもそのことは同じだろうと思います。

さて、今までいろんなことを話してまいりました。もう一度最初から私は順を追って、ちよっと話をしたいと思います。

まず、平成13年9月ですか、県の合併案として、A、B、C案とも1市3町でしたね。そして、その1市3町案が平成14年3月9日、合意ならずということで新聞に出ておりました。そのとき桑原市長は1市3町案を提案されたけど、嬉野とか塩田の町長さんからは2市4町案が出され、太良町からは町民の意見を聞きたいということで、それぞれ持ち帰りになった、こういうことをごさいますね。そして、14年7月に任意協議会がつくられ、2市4町案がずっと話されて、結局、15年1月に議会で否決になった、そういうことだろうと思います。

そして、ただいまから先ほどまで申しましたとおり、1市3町案の嬉野は直ちに武雄へ行かれ、2月28日に塩田町も議会で武雄の方へ行くことと決定されました。これまでいろんな努力がなされました。市の職員の方も本当に御苦労さんでございました。そして、議会の皆さん、いろんな民間人の方、この問題についてはいろんな方々の努力がなされたけど、今先ほどから申しますとおり、残されたのは本当に太良町と鹿島だけ、こういう状況になってきております。

ここに、2002年10月20日の日経新聞がございます。「自治体の倒産がやってくる」という記事でございますけど、本市が絶対に倒産しないという保証はどこにもありません。私たち、その時代を担う政治家たちは、そのときの動きをしっかりとやって、次の世代へバトンを渡すわけです。夢の持てるふるさとを残すのか、夢の抱けないふるさとになるのか、大きな分水嶺に来ていると思います。

ここに、昭和の大合併を知られる鳥栖市の久富さんという方がいらっしゃいますけど、この方のお話が載っております。「昭和29年の鳥栖市の合併では、賛成よりも反対者の意見が多かった。しかし、当時、首長や議員を務めていた方々が一生懸命取り組まれ、現状ではなく、将来を見越しての合併だという強い信念のおかげで、多くの合併の効果を受けて豊かに暮らしています。」と。また同じ方が、「合併というのは、責任的な立場の人が、自分がやらねばだれがやるかという強い信念のもとに、たとえ今は少々悪口を言われ、批判を受けたとしても、10年先、20年先を見据えることが大事だと思っています。」というように、20年先、30年先をしっかりと見据えたまちづくりをしていきたいと思っているところです。

最後になりましたが、塩田町が武雄へ行くように新聞報道されてから、本当にそれこそ多くの市民の方々から大きな不安の声を聞くようになりました。議会がそういう方向性を示しているのだから、いたし方ないと思います。このことは、今までの我々の議会にも大きな責任があると思います。しかし、最終的には、すべて責任は市長であるあなたにあると思います。こういうことを明確に申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

もう一つ先ほど言い忘れましたが、意向調査をやるということについても、意向調査に係る費用は、これは皆さん方議員が認めていただいたわけでしょう。それから、この調査の方法にしましても、あるいは参考意見、これは全員協議会に諮って修正までしていただいたすね、議員に。これはやっぱり意向調査を認めてもらったから、それが必要だと、私はこうまで申しました。これは本会議だったと思います。議員もこの問題、2市4町案に対して、住民の皆さんがどういうふうにご考えておられるか知りたいでしょうと、私はもちろん意向を酌み取って市長はするというのが当然のやり方ですから。しかし、議員もそうでしょう。議員も、ほとんどの人がこの意向調査を認めていただいたわけですよ。それをやった結果、あなたの意に反したからといって、この意向調査そのものをこういうふうなことで言われるというのは私は心外であります。

合併というのは相手のあることです。今までもいろんな経過がありました。今後にもいろんな経過があると思います。どうか私と一緒に中村議員も御協力をひとつお願いいたします。

○議長（中島邦保君）

以上で15番議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（中島邦保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番中村雄一郎君。

○5番（中村雄一郎君）

5番中村雄一郎です。通告をいたしておりましたことに関して質問をさせていただきます。今回、大きく三つの項目を質問いたしております。

第1点目は、有明海再生法施行に伴う水産資源の回復と環境の保全について。2点目が、明るく安全で健康的なまちづくりを。そして、3点目が、ゆとりと活気に満ちた学校教育の在り方についてでございます。

まず、第1点目に関しましてですが、佐賀県の有明海再生に関する計画について。

市長は、施政方針の中で、20世紀のまちづくりは、ものをつくる時代、21世紀は、つくったものをいかに活用するか。ハード事業は、そのものをつくるのが目的ではなく、目的達成の手段であること。また、「発想はグローバルに、行動はローカルに」と提案され、これまでは、自分の地域を中心にして、地域間競争に打ち勝つ考え方でよかったが、これからは、お互いの地域を越えた広い視野に立った感覚を身につける時代であると力説をされました。

まさに現在は、地球規模での考え方が、自然、環境、経済など、すべての面で議論をされ、情報化の進展等も絡み合い、内からばかり鹿島市を論じるのではなく、外側から見る視点が重要になってきたことは同感であります。

本市では、「自然環境保全」という大きなテーマを掲げ、ごみの減量化、リサイクルやEM菌を活用したEMじゃぶじゃぶプロジェクト、シギ・チドリ類重要生息地ネットワークへの加盟や、海の森事業など、有明海の環境保全を最大の課題として取り上げて取り組んでおります。

さて、諫早湾の締め切り以来、一昨年のノリの不作、今年度も前年実績を大きく下回るような状況の中で、有明海の環境の悪化は大きな社会問題となっており、再生に向けた取り組みが望まれてきたところでございました。

このようなことから、昨年11月、「有明海・八代海再生特別措置法」が制定され、佐賀県においても、有明海の再生に関する計画の素案が発表されました。

計画は、関係する5市27町3村を対象に、環境保全・改善と水産資源の回復、漁業振興が目的で、下水道整備や漂流物の除去、しゅんせつや海底掘り起こし、森林整備、赤潮発生メカニズムや水産資源に関する調査、研究などとなっています。

そこで第1点目として質問をいたしますけれども、この素案作成に対して、県より意見聴取、いわゆるヒアリングがあったのかどうか。もしあったのであれば、本市としてはどのような意見具申をされたのかお尋ねいたします。

2点目として、この再生計画に伴う国の財政的な措置はどうなっているのか。また、本市としてのこの計画に対する御所見をお願いいたします。

次に、公共下水道と合併浄化槽ということで質問をさせていただきますけれども、その中で、特定環境保全公共下水道、市町村設置型浄化槽、EMを活用した生活排水対策に関して御質問をいたします。

鹿島市は、鹿島市制施行以来49年目、元松浦市長、矢野市長、前馬場市政は、まさに水との闘いであり、まだ一部には、水害常襲池が残るものの、都市下水路の整備により、水との闘いに終止符を打てる。これは市長が以前の議会で披瀝をされた見解であります。

本市の公共下水道事業は、汚水と雨水、すなわち水質保全、生活環境の改善と、降雨による浸水被害を防ぐために、昭和61年に事業認可を受け進められております。

計画処理面積は、北鹿島、鹿島、浜、祐徳処理区で、約668ヘクタール、平成33年の完成を目指し、現在、北鹿島、鹿島中部処理分区——鹿島小学校校区になりますけれども、その256ヘクタールの事業認可を受け、推進をいただいております。

また、家庭用合併処理浄化槽設置事業、家庭用合併処理浄化槽設置補助事業にも積極的に取り組んでいただいておりますが、公共下水道の完成予定年次が平成33年、あと18年、国や本市の財政事情を考えれば、さらに延びる可能性もあります。

さて、今回、有明海再生計画が発表され、生活排水対策の中で、下水道の整備促進、水質汚濁防止法に基づく生活排水重点地域への指定をして、高度処理型浄化槽の設置を推進とうたっています。

そこで質問をいたしますけれども、まず第1に、本市の公共下水道事業の現在の進捗状況と今後の計画をお尋ねいたします。

また、公共下水道事業の中に、特定環境保全公共下水道事業というものがありますが、この事業は、本市が現在取り組んでいただいている事業とどのように違うのかお尋ねをしたいと思います。

次に、特定地域生活排水処理事業の市町村設置型の浄化槽についてですが、私は、6月議会でこの問題を取り上げました。

そのときの答弁で、「中木庭・本城地域は自然公園地域に指定をされ、該当するが、鹿島市は、全体的には詳細条件に該当をしない」という答弁をいただいております。

市町村設置型浄化槽は、市町村が地域ぐるみで合併処理浄化槽を整備する事業で、個人が設置する事業に比べ、国庫補助額がふえ、住民負担が軽くなることと、管理を自治体で行うことにより、公共下水道より高いと言われている合併処理のランニングコストの住民負担が軽くなります。

ただし、20戸以上が集団で取り組まなければならないということですが、今回の特別措置法の中に、「水質汚濁法に基づき、生活排水対策を推進しなければならない」ということが書かれておりますので、本市も該当をするようになったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

次に、EMについて御質問をいたします。

この問題も6月議会で取り上げさせていただきました。折しも、環境下水道課において事業の計画が進められており、琉球大学の比嘉教授の講演会の開催、そして、EMじゃぶじゃぶ作戦を展開されたことに関しましては感謝を申し上げます。

事業着手から数カ月が経過をして、市民の反応や具体的な成果も見えてきたのではないかとということで質問をいたします。各地区公民館に設置をされたEM活性液の利用状況や市民の声はいかがでしょう。また、県における消極的な姿勢について前回指摘をいたしました。その後、県の考え方はどのようになっているのでしょうか。

次に、水産資源の回復と漁業振興ということで質問をいたします。

小さい項目としましては、しゅんせつや海底掘り起こしによる改善、そして、海の森事業に関してであります。

冒頭でも申し上げましたとおり、有明海の環境悪化は、水産資源の減少、枯渇につながり、漁業の振興の大きな妨げとなっております。回復のための一つの手段として、再生計画の中にもしゅんせつや海底掘り起こしによる改善が上げられております。昨年の6月、諸富町漁

協が干潟をトラクターで水田のように耕し、アサリがとれるようになったということで、県が実態調査に乗り出したというニュースがございました。

国においても平成13年度、ノリ不作緊急対策事業として、漁場の底質改善のために耕うん清掃を行い、砂を入れたということですが、この効果について、本市ではどのような見解をお持ちでしょうか。

また、3月21日は海の森事業として植樹が計画をされています。この事業は、漁業協同組合と鹿島市が、有明海再生のために先進的に取り組まれた事業で、非常に高い評価を受けております。これまでの成果、そして今後の計画をお尋ねいたします。

次に、大きな2点目で、明るく安全で健康的なまちづくりをということで質問をさせていただきます。

まちづくりは、その切り口によって大きく変わってきます。本市の第4次総合計画の中でも、産業、福祉、教育文化、都市環境、この四つの視点からまちづくりを提案してあります。その4本の柱の中に、「やすらぎと潤いのある美しいまちづくり」として、安全で快適な環境づくりを推進するとあります。

今回私が取り上げたまちづくりは、市民生活における安全と健康、そして、車中心となりがちな道路行政に限定をして質問をいたします。

まず1点目は、幹線道路沿いの店舗の必要性です。

ことしの夏には、待望久しかった国道207号バイパスが全線開通をいたします。浜・新方から百貫橋まで約10キロ、町は道路とともに広がりを見せ、今後大きく変化をしていくものと考えられます。道路ができれば、そこには店舗が張りついてまいります。郊外店舗の進出は、中心市街地の空洞化とも関連があり、また、バイパス沿いには優良農地が連なっております。そのようなことで、今後の沿線の計画は、計画的に進めていかなきゃならないと思います。

最近では、健康のために、バイパスの歩道をジョギングやウォーキングをする人がふえてまいりました。昼間は余り問題はありませんが、夜間歩いてみますと、交差点や橋を除けば真っ暗な状態です。バイパス沿いの商業集積は浜・新方と西牟田地区に存在をいたしますが、先ほど申しました優良農地等の問題もあり、バイパス沿いにはガソリンスタンドやコンビニなどの店舗の計画は現在ございません。車、あるいは歩行者の利便性から考えると、ある程度の店舗は必要になってくるとも考えられます。また、夜間に明かりを、バイパス沿いに安全性を考えられますと、ある程度明るさも必要となってまいります。

先ほど申しましたように、中心市街地や農地法等の絡みもあり、難しい問題ではありますが、計画的に店舗を配置する必要があるかと考えます。現在本市では、農業振興計画もつくられていると聞いておりますが、御所見をお願いいたします。

次に、街路灯と防犯灯の設置基準についてお尋ねをいたします。

先ほども申しましたけれども、バイパス沿いが非常に暗い、そのようなことで、ある市民の方からこんな質問を受けました。

蟻尾山公園や新浜大橋、あるいはスカイロード商店街、そのような特定の施設は明々とした照明があるのに、一般の道路は非常に暗い、もっと町全体を明るくできないのかということでした。公園や橋梁、そして、交差点などには決められた基準があるようです。また、商店街は、街路灯の補助を受け整備ができるということを聞いたことがあります。それぞれの部落においても、防犯灯の形で設置基準があり、防犯灯が設置をされております。

そこでお尋ねですが、街路灯や防犯灯の設置基準が現在どのようになっているのかお尋ねをいたします。

次に、歩道や自転車道の整備に関してです。

市民生活に密着した道路の改善として、歩道兼自転車道の整備が第4次総合計画の主要施策の中に掲げてあります。このことは、健康志向や高齢化によるシルバーカーの対策、交通安全のためにもぜひ推進をしてほしいと思いますが、具体的な計画がどのようになっているのかお尋ねをいたします。

4点目は、公衆電話の設置についてです。

現在は、携帯電話全盛時代、そんなときに、公衆電話の話とは時代錯誤であると思われた方も多いことと思います。携帯電話の普及とともに、公衆電話の使命は終わりかけていることは事実で、NTTでは、採算の合わない公衆電話は取り外されており、その台数は減っております。私は、昨年末からことしの2月にかけて、祐徳門前にある観光協会で、何日か観光案内に出ておりましたけれども、問い合わせの中に、公衆電話はどこにありますかという問い合わせが数件ございました。祐徳神社周辺の公衆電話、どこにあるのか即答ができず、協会にある電話を貸し出しましたが、もし携帯電話を持っていなくて、知らない土地に自分が行った場合、考えてみますと、ある程度の公衆電話の必要性は感じます。また、高校生を含む子供たちも、携帯電話の所有は禁止をされています。そのようなことを考えれば、安全対策の上からも、公衆電話の適正な配置は必要ではないかというふうに考えますが、現状をどのように認識しておられるのかをお尋ねいたします。

大きな3点目のゆとりと活気に満ちた学校教育について質問をいたします。

1点目は、東部中学校の2学期型の目的と成果に関してであります。

牛津町教育委員会は、新年度から牛津中学校に2学期制を導入することを決め、ゆとりある教育を目指すことが新聞紙上で発表をされました。定期試験や始業式、終業式を減らして、年間29時間の授業時間を確保することと、4日間の秋休みを設けるとしてあります。このことが新聞紙上に大きく報道をされましたが、私は、東部中学校が通知表の評価や定期試験を前後期の2学期型にしておられることを知っておりましたので、すべての学校がそのようになっているとばかり思っておりました。新聞記事の最後の部分に、鹿島東部中では2001年度か

ら実施をしているという紹介がございましたが、東部中学校で導入をされたのは、今の文部科学省や県教育委員会のモデル事業で取り組まれたのか、それとも、自主的に取り組みをされたのか、その目的や成果についてお尋ねをしたいと思います。

次に、小さな2点目ですけれども、中学・高校生の市外流出の現状と見解についてお尋ねをいたします。

中高一貫教育が平成15年度からスタートをいたします。それに伴い、致遠館中学の募集が行われ、佐賀市内では、中学入学予定者の約15%が市立中以外の致遠館中学や、私立の方へ進学をされるという報道がなされました。今後、西部学区にも、併設型の中高一貫校が新設される計画もあり、より魅力のある学校づくりが望まれることと思います。高校進学に関しましても、体育特待生や私立高校の特進課への進学など、市外への流出が顕著であります。ふるさとに対する思いは、地元の学校を卒業することにより醸成をされます。そのためには、高校との連携の必要性や、地域の特性を生かした学校づくりが必要になってまいります。

そこで質問をいたしますけれども、鹿島市内の小・中学校からの流出の現状をお尋ねして、1回目の質問といたします。

○議長（中島邦保君）

山口農林水産課長。

○農林水産課長（山口賢治君）

5番の中村雄一郎議員の質問にお答えをいたします。

何点かの質問がっておりますけど、私の課に関係あるものをまとめて答えていきたいと思っております。

まず、大きな1点目の(1)佐賀県の有明海再生に関する計画についてでございますが、昨年11月29日に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律が成立、施行されたところでございます。地域の指定では、有明海及び八代海沿岸の佐賀、福岡、長崎、熊本4県でございます。集水域佐賀県では、先ほど議員からもおっしゃられましたように、35の市町村が、地先海域及びこの海域に流入する河川等の集水域にあるということで対象となっております。

まず、お尋ねの1点目の再生計画について、県と市の関係、そして、また予算の裏づけはということについてでございますが、国の基本方針をしっかりと読んでおりますと、次のようなことが考えられます。

国として、まず1点目としては、県に対して、市町村や県民や海を利用する人々の意見を聞いて県の計画をつくりなさいというのが第1点。2点目として、市町村がその計画を達成する事業に要する経費の地方債については、特別の配慮をしますよということ。そして、3点目が、国も県計画に基づいての事業に必要な資金の確保や、その他の措置を講ずるように

努めますよと、そういう三つのことが理解できると思います。

したがって、私たち鹿島市も、有明海の再生、あるいは漁業の振興のための事業を漁協等と協議しながら、県へ要望したところでございます。

ヒアリングにつきましては、事業の中身が主でございまして、素案につきましては、国の指針に沿ってあり、また、私たちの思うことと一致をしておりましたので、特段の異議はないということで申し上げております。

県は、これらによりまして、先般の新聞等でもありましたように、27日に佐賀県の実案の発表がございました。今後は、国とか、あるいはあとの3県と協議をした後、3月中に策定をして、事業内容、あるいは予算の裏づけ等について、私たちに示されるものと思っております。その内容によりまして、私たちもそれぞれ事業を進めていくと、そういうふうになってまいります。

それから、EMだんごの件でございますが、前の議会で質問されました折に、県の方では、だんごの中の米ぬか、その米ぬかは海中ではなかなか腐食しないだろうと。そういうことで、そのままを海に投棄した場合は、生ごみを海に直接捨てるという、同じ状態になるから好ましくないということでございました。

そういう中で、鹿島市の漁協では、市の環境下水道課が推進されておりますじゃぶじゃぶ作戦によるEM活性液を活用されまして、現在、河川の汚泥浄化とか、あるいは家庭排水の浄化を図ることで、海の浄化へつなげるという方向へ方向転換をされております。これにつきましては、佐賀県の水産試験場等も、この方法を評価するというようなことで話を聞いたところでございます。その効果については、ちょっと情報を得たところでございますと、ことしの浜川水系のノリには、他地区よりも幾分よかったというふうな話も聞いたところでございます。

次に、②の海の森事業でございますが、平成7年から始めてまいりました海の森事業も8年が経過したところでございます。

国有林が7カ所、市有林が1カ所、そして蟻尾山、合計9カ所で、面積的には約11ヘクタールでございます。ケヤキ、カエデ、ブナ、ハゼ、桜とか、いろいろ種類を植えておりますけど、これの方は約11種類を植えております。総数にして約3万2,000本が今植栽が済んだということになっております。今年度も3月21日が鹿島市の「山の日」でございます。これに合わせまして、平谷の国有林1.3ヘクタールをこしは計画をして、ここにブナ、コナラ、ケヤキなど、2,800本を植栽する計画をしております。

皆さんもごらんになったかと思いますが、市報の3月1日号で、参加者の募集記事を掲載しております。多くの皆さんの参加をお願いしたいところでございます。また、これまでも夏の下草刈りですね。春の植栽、多くの市民の皆さんや漁業者、そして、県内外から多くの方々が御協力をいただいております。今の段階では、順調に目標を達成しているものと評

価をしております。今後も、広葉樹や照葉樹を初め、実のなる木などを、国、あるいは県、地域の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、広葉樹林の持つ大きな効果により、宝の海、有明海の再生を目標に、海の森事業を推進してまいりたいと思います。

次に、大きな2番の(1)で、幹線道路沿いの店舗の必要性についてでございますが、207号バイパスの全線が開通になります。沿線の農地の利活用ができれば、店舗等ができて沿道も明るくなり、ウォーキングをされる皆さんたちのためとか、防犯等にも役立つのではないかという趣旨と、それから、沿線農地の利活用についての考えをというようなことだと思いますが、農林水産課、あるいは農業委員会では農地を守る立場ということでございます。ただ、今までは農地法や農振法、土地改良法などを基本に、農地の利活用について運用をしております。

しかし、ただいま議員言われますように、今日の経済情勢、あるいは道路事情、また都市の形成など、日々変わってまいります。特に、新しい道路ができますと、沿線には店舗等が張りつき、その町の形態が一変するものでございます。

そこで、当然課題になってきますのが、農地の転用等の条件でございます。特に、207号バイパス沿線の農地は、市の基幹産業である農業の振興を図る目的で圃場整備がされました第1種の農地でございます。農地以外への転用については、いろいろと規制がございます。圃場整備地区の転用につきましては、圃場整備事業との整合性が問われます。何のためにこの事業をしたんだ、そういうことが言われます。

また、補助金適正化法によりまして、工事完了、要するに、完了公告日から8年間以内の転用は補助金を返還しなければならないと、そういうふうになっております。沿線地区で申し上げますと、中村地区が平成18年3月、浜から納富分にかかります鹿島西部地区が、平成21年3月まではこの対象の中でございます。

ただ、今の経済情勢なり、あるいは農業情勢が大きく変わっております今日、市政の発展や商店街活性化事業、あるいは都市計画制度等の中で農地転用を求められたときのことを想定しながら、鹿島市農用地利活用基本計画を今策定しております。食糧需給、あるいは農業生産向上、自然環境保全、農業農村振興、そういうものを基本としながら、まず1点目として、農地として残さなければならない農地、それから2点目として、それに準ずる農地、3点目として、他の目的のために転用もやむを得ない農地、4番目が農地以外に活用を進める農地、そういうふうに区分をしながら、中期・長期、10年あるいは5年スパンの中でも検討ができるような形での内容としております。間もなく策定を完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

私の方からは、公共下水道と合併浄化槽という項目の中でお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の現在の進捗状況と今後の計画ということでございましたけれども、進捗状況といたしましては、今年の2月末現在でございますが、事業認可面積 256ヘクタールのうち、184ヘクタール、整備率にして72%でございます。それから、認可区域内の人口といたしましては 7,021名、水洗化されております人数が 4,432名、1,535世帯ということで、水洗化率といたしましては63%の進捗率でございます。

それから、今後の計画でございますけれども、雨水につきましては、現在乙丸ポンプ場を整備を進めてまいっております。今後も、乙丸ポンプ場については整備を進めていきたいと考えております。

それから、汚水につきましては、今年度末、平成14年度末でございますけれども、面整備の整備率が約74%程度になるということで、今後は鹿島南部地区を主体に、次期認可拡大の作業に着手していきたいと考えております。

次の2点目でございますけど、公共下水道と特定環境保全公共下水道の違いという御質問でございました。

公共下水道で行う区域といたしましては、都市計画区域内でございまして、所管は国土交通省、特定環境保全との大きな違いと申しますのは、採択基準の中で、原則として市街化区域外という条件が入っております。それと、計画排水人口がおおむね 1,000人以上1万人以下というふうな規模でございます。それから、採択要件の「生活環境の改善に係る要件」というのがもう一つ別にありますけれども、こちらの要件で言いますと、1ヘクタール当たり42名以上の排水人口の密度ということになります。

公共下水道につきましては、人口密度、それからは制約は入っておりません。都市計画区域内であれば施工できるということです。それと補助率とか財源内訳につきましては一緒でございます。

次に、今回の特別措置法で特定地域生活排水処理事業が該当するのではないかというようなことでもございましたけれども、この事業につきましては、特別に今回の特別措置法で該当するというようなことではございません。これは、ことしの1月に浄化槽市町村整備推進事業の案が示されまして、その対象地域の要件として、「浄化槽による汚水処理が経済的・効率的な地域として環境大臣が認める地域」という項目が追加されました。このことにより該当するというようなことでもございます。

それから、EM活性液の利用状況でございますが、これは昨年10月からEMじゃぶじゃぶ作戦を始めておりますけれども、現在までの仕込み量につきましては、7回仕込みをしております。これトータルで44立方メートルでございます。

今配布しておりますのが、6回目に仕込んだやつを今配布中ですが、配布済みが5回まで配布済みで、これが32立方メートルでございます。この5回配布済みの中で、市民の

方に利用をしていただいた量というのが約22立方メートルでございます。利用率として出しますと、約70%ということでございます。地区別に申しますと、59%から82%ぐらいの利用率でございます。

それと、市民の声ということでございますけれども、EMに関する問い合わせが1月から2月にかけて、約20件程度ございました。その中で、ほとんどのものが米のとぎ汁、発酵液のつくり方、それから使い方等のお尋ねが大部分でございます。年齢にいたしましても、30代から70歳代までの男女の方から、そういう問い合わせがっております。この方たちにつきましては、使ってみようかというような気持ちで新たに使っていただくような人じゃないかと推測はしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

山本都市建設課長。

○都市建設課長（山本克樹君）

御質問も大きな2番の(1)、(2)、(3)を御答弁申し上げます。

まず、幹線道路沿いの店舗の必要性ということでございます。

都市計画サイドの方から御答弁を申し上げますと、平成13年、一昨年でございますけど、都市計画マスタープランを策定いたしております。この中で、バイパス完成後の沿線について、用途地域を見直して適正誘導を図ると、このようにしております。

一例を申し上げますと、例えば、西牟田の区画整理地区の方から黒川の間を第2種の住居地域に指定して店舗設置などを誘導するとか、バイパスから蟻尾山公園の間を店舗設置が今度可能な用途に指定する、そういったことなどを計画いたしております、いわゆるサービス施設等の適正誘導を図ると、こういった計画にしております。

このことは、用途指定をすることで乱開発を避ける、こういうねらいと、いわゆる適正な土地利用を図っていききたいと、そういったことでございます。

御質問の件につきましては、我々都市計画サイド、それと農林サイドとの調整を図りながら、バイパス沿線の有効な土地利用を目指していきたいというふうに思っておるところでございます。

2点目でございますけれども、街路灯の設置基準についてですが、街路灯につきましては、国の通達がございまして、これで一定の基準が示されております。例えば、信号機のある交差点、そういったところ、それから横断歩道、それから長大な橋、いわゆる長く大きな橋、それから、夜間交通上危険な場所、そういったところには原則として道路照明施設を設置するものとするところがあります。それ以外では、踏切とか駅前広場とか、自動車駐車場などでは必要に応じて設置するものとする、こういうふうにあります、設置については必ずしも義務規定とはなっておりません。以上が国の設置基準でございます。

それから3点目でございます。歩道や自転車道の整備についてですが、まず設置につきましては、法的には道路構造令が基準になります。道路新設をしたり、改築をしたりする場合、一定の規格以上の道路では歩道や自転車道を設けるものとする、そういった規定があります。

したがって、法的には、道路のすべてに歩道や自転車道の設置義務、こういったことはありませんけれども、あとはその地域の状況によりということで、道路管理者の判断で設置すると、そういうふうになっております。

現状を少し申し上げてみますと、間もなく完成します207号バイパス、それから街路、鹿島駅～城内線、いわゆるスカイロードとかさくら通り、それから西部中の前の街路、こういったところでは既に歩道が設置してあると思います。

それから、最近では、中牟田～御神松線、これピオの前の通りでございますけど、これはことしまでの3年間かけまして、歩道と道路との段差解消、バリアフリー、そういった事業にも取り組んでいるところでございます。

そのほかに、補助事業として改良する道路、ここではほとんど歩道を設置していきます。またしております。そういった状況でございます。

いずれにいたしましても、総合計画には主要施策として掲げておりますので、地域の状況をよく把握いたしまして、今後取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

江頭総務課長。

○総務課長（江頭毅一郎君）

私の方からは、大きな2番、(2)の防犯灯の設置基準につきましてお答えをいたします。

防犯灯の設置につきましては、区長さん、あるいは防犯協会の支部よりの設置申請に基づきまして、設置をいたしているところでございます。この場合は、設置費の2分の1を地元が負担をしていただきまして、2分の1を防犯協会が負担をしていくというようなことをしているところでございます。設置後の維持管理費、すなわち電気料、修繕料、そういうものにつきましては地元でしていただくということになります。大体、年間30灯を設置いたしております。平成13年度には25灯、平成14年度は27灯を設置いたしております。設置基準といたしましては、防犯に関しまして、緊急性が高いところ、あるいは防犯に関し危険箇所等を優先的に設置をいたしております。

いずれにいたしましても、設置につきましては、住民の方の意見、区長さん、防犯協会の支部とも十分連携を図りながら取り組んでいく必要があると思っているところでございます。

○議長（中島邦保君）

出村総務部長。

○総務部長（出村素明君）

私の方からは、公衆電話の現状認識についてお答えをいたします。

公衆電話の役割と必要性といいますのは、時代とともに変わってきているというふうに認識をいたしております。大きく分けますと、公社時代の役割、それから、民営化以降の役割ということになるかと思えますけれども、昭和28年に公衆電気通信法が制定をされまして、同時に日本電信電話公社が設立をされております。当時は、加入電話は官公庁や、あるいは事業所というようなところが大半で、家庭用は非常にまれであったというふうに思っております。

そこで、国の施策として、公社の設立とともに、当面の措置として、農村公衆電話でありますとか、あるいは有線放送というような通信手段の確保に努めるという、どちらかと言いますと、福祉的色合いの濃いものでありまして、公衆電話の役割は非常に大きかったというふうに思っております。家庭用電話の普及と同時に、昭和60年、公社は廃止となりまして、民営化へ移行されましたけれども、今日では携帯電話の爆発的な普及というようなことで、公衆電話の利用率も低下をいたしまして、テレホンカードそのものの売れ行きも停滞をしているというふうに聞き及んでいます。

そういう状況下の中で、民営である以上はやはり採算性からも、利用率が低い公衆電話を撤去されるというのはやむを得ないのではないかなというふうに理解いたしております。

ただ、病院や福祉施設、学校などにつきましては理解をいただきまして、現在も採算性を無視して設置をいただいている現状でありまして、今後もそのようにお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（中島邦保君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

私の方に、2点についてのお尋ねがありました。

まず、1点目の東部中、2学期型の目的と成果についてということでもありますけれども、厳密に言いますと、東部中学校は2学期型ということではなくて、評価そのものを年2回行うと。いわば、そういう2期制をとっているというわけであります。

したがいまして、年間の授業日数、あるいは夏休み、冬休みなども、ほかの学校と全く同じでありまして、いわゆる3学期型の中で評価の2期制を自主的に試みているという取り組みであります。議員おっしゃるように、平成13年度から、この制度といいますか、これを導入しているわけでもありますけれども、生徒のいわゆる学習ペース、あるいは生活ペース、これを全体的に幾らかゆっくりした流れにして、いわゆるじっくり腰を据えて、落ちついた学校生活を醸し出したいということが、その主なねらいであろうというふうに思います。

このことは、ゆとりの中で特色ある教育をとというのが、いわゆる第15期中教審答申でも、その趣旨でありますので、そのことに限りなくアプローチできるものでありますし、ある意味では、勇気ある発想の転換でありますし、目指す方向としては大変期待ができるものというふうに、私自身考えます。

次に、成果でありますけれども、結論的には、指導と評価、これが今までよりも長いスパンで一体化をされて、生徒サイド、あるいは教師サイド双方にとりまして、より密な信頼関係の中で教育活動が展開をされる素地が整いつつあるというふうに分析をしております。具体的には、授業時間が確保されること、夏休み等の長期休業にスムーズに入れること、また、その期間も学習等が継続をしているということ、さらに必要の高い行事に精選をし、集中できる環境がつけられること、こういったものがメリットとして上げられるのではないかというふうに思います。

2点目ではありますが、御質問の趣旨は県立、あるいは私立の中高一貫校等を含めまして、このことに受験をして、市内の子供たちが鹿島市外に流れてしまう傾向に対しての御懸念を含めてのお尋ねであろうというふうに思います。

まず、中学生の場合は、市内には鹿島高校と鹿島実業高校の2校しかありませんので、それぞれの志望動機、目的意識に沿って、多様な選択肢の中で、市外の高校を目指すということは当然のことです。またそれが、個々のニーズにこたえる姿であろうというふうに思います。

参考までに、ここ数年の鹿島市外への進学率は53%前後であります。一方、小学生が中学校に進む場合、地元にするか否かということですが、ここ最近では、市内の小学校を卒業後、実際に市外の中学校に行った人数は、多いときで6名、少ないときで2名、率にしまして1%、またはそれ未満というところにあります。ことし4月に開校いたします致遠館中学校、中高校には9名の受験者がありましたが、選考、あるいは抽せんということでの過程で、結局のところ、入学予定者はゼロということでありました。何せ初めてということでの挑戦もあったかと思いますが、距離的な問題、あるいは交通手段等の問題で、現実にはなかなか難しい状況にあるようであります。

したがって、現時点においては、市外への動きにつきましては、それほどの変化はないというふうにとらえております。

以上です。

○議長（中島邦保君）

矢野産業部長。

○産業部長（矢野 正君）

先ほど担当課長の方が申し上げましたが、海の森事業について私の方から若干補足をさせていただきます。

実は、先般、読売新聞の大きなキャンペーンの中で、当市の海の森事業が採用をされました。こういった中で、非常に今、この継続事業として意を強くいたしているところでございます。

基本的には、陸がやせると海もやせると。山の森と海の関係が非常に密接な関係にある。こういった力点から、定着を今しつつあるところでございますが、やはり広葉樹は、一人前になるまでには50年という長い期間がかかります。次の世代、あるいはまた次の世代の子供たちに引き継いでいく。このことが極めて重要だろうと、このように認識をいたしておりますし、21世紀は地球規模、世界規模のことを解決していくためには、地域から立ち上がり、地域から考え、地域から行動を起こしていく、こういう時代であろうというふうに今認識をいたしているところでございます。今後とも頑張ってもらいたいと思っております。（「毎日新聞」と呼ぶ者あり）失礼しました。毎日新聞でございました。

○議長（中島邦保君）

5番中村雄一郎君。

○5番（中村雄一郎君）

それでは、2回目の質問をさせていただきますが、項目が多岐にわたっておりますので、答弁が非常に多かったと思っておりますけれども、その中で、順序立てていきたいと思っておりますが、第1点目の県の有明海再生計画に関してでございますが、いわゆる国の財政的な措置はどうなっているかということをお尋ねいたしました。

担当課長の方から、財政的な支援として、地方債についての配慮、あるいは特定事業に係る経費に対する国の補助、これは割合がいろいろあるようですけれども、計算の方式、非常に難しい方式があるようですが、そのような形で、今回のこの事業を推進するに当たって、資金の確保を国がしていくんだというような形での御答弁をいただいたというふうに思っております。

私は、今回公共下水道、あるいは合併処理浄化槽の事業、あるいは有明海のしゅんせつ——このしゅんせつの問題に関しては御答弁いただいたですかね。後ほどまたお願いしたいと思いますが、有明海を再生させるいろんな手法が掲げてありますけれども、このことを進めていくに当たって、財政的な措置がなければ何ら進んでいかないわけでございますので、2回目について申し上げたいのは、この財政措置を十分に生かしながら、有明海の再生のために努力をしていただきたいというふうに望んでおります。その中で、細かく質問をしてみたいと思いますが、まず、公共下水道と合併処理浄化槽に関してでございます。

一つは、特定環境保全公共下水道事業というものがあるんじゃないかということでお尋ねをいたしました。これに関しては、市街化区域外で、対象人口が1,000人から1万人、1ヘクタール当たりの人口密度が42名と言われましたかね、そのような御答弁でしたので、鹿島市の公共下水道の人口密度を見ますと、人口集中地域でも三十二、三名だったんじゃない

いかと思いますので、鹿島市としては、人口密度的に、この事業は適用ができないんじゃないかというふうに私は判断をいたしました。まず第1点は、そのことにお答えをいただきたいと思います。

それと、合併処理浄化槽の市町村型に関して、今回のこの特措法ではなくて、この1月に浄化槽を何とか推進指定を受けたというふうに言われましたけれども、それで、今回から鹿島市が該当するようになったというような御答弁をいただいたわけですが、それでは、この市町村設置型に関して、今後どのような形で考えていかれるのか、その辺のところをお尋ねしてまいりたいと思いますが。

まず、一つ目は、公共下水道区域外の汚水対策をどうするのかという大きな問題がございます。

これに関しては、従来市長は、合併処理浄化槽で対応していくんだというようなお答えをしてこられたというふうに理解をしております。そこのところの整理をしていただきたいと思いますが、農業集落排水ですとかコミュニティー・プラント、いろんな手法がありますけれども、公共下水道と合併処理浄化槽の二本立てで、今後もまず推進をしていかれるかどうか。そのことを確認する中で、今回新たに市町村型の合併処理が導入できるということでございますので、じゃあ、その事業に対して、国の方もある程度の財政的な支援もあるようなことで御答弁をいただいていますから、今後、その辺をどう絡ませていかれるのかお尋ねをしたいと思います。

と申しますのは、個人設置型の場合、設置負担は総事業費の約6割程度で、4割を国と鹿島市が今補助をなさって進めていただいておりますけれども、この市町村設置型を導入しますと、設置者の負担が10分の1ですね。非常に取り組みやすくなると。国の補助は全体事業費の3分の1、これは一緒ですので、あとは下水道事業債で賄っていけるということで、そのような仕組みになっておりますから、非常に有利な形での推進ができるんじゃないかというふうに考えますので、このことを今後、全体的な下水道マップの中にどのように落とし込みをされていかれるのか、御答弁をいただきたいと思います。

もう一つは、以前から問題になっておりますが、祐徳処理区の問題です。

このことに関して、決算委員会等々でもやりとりがあった中で、事業の効率性から考えて、祐徳処理区の人口が342人、これ平成11年から12年現在だったと思いますけれども、非常に少ないということと、処理場までの距離が遠いので、早期の着手は難しいという見解を市長が示されております。

それともう一つ、汚水だけならば、汚水だけならばほかの手法、コミュニティー・プラントなどの手法も可能であるが、雨水まで考えれば、やはり公共下水道事業が効率的であると。環境下水道課の方での見解も以上のような形だったと思いますけれども、現在の進捗状況から考えてみますと、じゃあ祐徳排水区にいつごろから着工できるのかと、非常に先が読めない

いような状況もあるわけです。

祐徳排水区というのは、以前からいろんな方々が指摘をされておりますけれども、観光地という特殊な事情がございますので、そういうものを勘案して、現在計画区域に入っておりますけれども、その指定を将来的にもうちょっと検討していただいて、外して、ほかの事業で取り組む考え方がないのか。今回新たに市町村型合併処理事業でも取り組めるということがございますので、そのことまで含めて御答弁をいただきたいと思います。

次に、水産資源の回復と漁業振興に関してですけれども、先ほど、漁場の改善のための耕耘清掃に関するコメントはいただいておりますので、その御答弁をいただく中で、漁業の振興に関して、新年度予算では、協業化モデル経営体設置事業と海の森事業を取り上げていただいております。県との連携を密にしながら、このしゅんせつの事業にもぜひ積極的に取り組んでいただきたいというような考えを持っておりますので、あわせて御答弁をいただきたいと思います。

次に、明るく安全で健康的なまちづくりをということで御質問をしておりますが、いわゆるバイパス沿いの今後のまちづくり、これは鹿島市の顔をつくっていく面でも大きなウェイトを占めてくることは、先ほどの農水、あるいは都市建設課の方からの御答弁でありましたように、それぞれ認識はしていただいていると思いますけれども、それぞれの立場で農林水産課は農林水産課の農地を守る立場で、また、都市計画の方では、都市計画マスタープランを作成する中で、乱開発は避けなければならないという立場がありながらも、都市をつくっていく立場で御答弁をいただいたわけがございますけれども、ぜひ、先ほど御答弁がありましたように、計画的な推進をやっていただきたいということをまず前提として申し上げたいと思います。その上で、安全性にも十分に配慮をした形で、ある程度必要最小限の店舗に関してやはり設置をしていかなきゃならないだろうと、そういう場所をつくっていかなきゃならないだろうというふうに考えますので、先ほど鹿島市の農用地利活用検討委員会ですか、そのような委員会でご検討中だということをお話しいただいておりますので、ぜひとも計画的に町をつくっていくという視点で推進をしていただきたいと思います。

次に、街路灯の問題です。

街路灯に関する基準は、大きな橋、それから交差点、夜間危険だと思われるようなところに原則として設置をするということで、義務的な基準はないというふうな御答弁をいただきました。

それと、防犯灯に関しては、これも各部落の方で防犯協会等が中心になって進めておられますけれども、2分の1を市が出して、それぞれの部落でいただいているというようなことで、現在、防犯灯あるいは街路灯は設置をされております。

しかし、全体的に、じゃあそれで町の明かりがいいのかと考えてみますと、車で通行する場合は全く気になりませんが、歩いていく場合、あるいは、自転車等で夜間通行する場合に、

本当に暗いなという感じを持つのは私だけではないと思います。

そこで、この街路灯に関して、基準はそういうふうになっているということですが、何か方策がないのか。商店街なんかの街路灯と防犯灯で、カバーをできない部分がどうしてもあるわけですね。そこを何とかできないのかということで、少し私が調べてみました。そういたしますと、インターネットで調べたところ、秋田県の横手市に、「街路灯の設置及び管理に関する規程」という条例がございましたので、御紹介をいたします。

趣旨として、第1条、「この規定は、街路灯の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。」ということで、第3条の設置区分に、ア「街路灯の設置等の効果が全市的なもの。」、イとして「通学路、通勤路あるいは住宅が連たんしないで防犯上必要な箇所。」、あともろもろいろんな項目書いてございますけれども、最後に、「その他市長が特に必要と認める箇所。」ということで、市として街路灯を設置できるような条例がございました。

この街路灯に関しては、「街路灯の設置等並びに維持管理に伴う諸経費は、第3条の区分により負担をする」となっておりますので、市長が必要と認めたものに関しては、横手市が負担をして、設置並びに維持管理費を払っているというような形になっております。

このようなケースは、全国でもまれなケースではないかと思いますが、計画的にやはり明かりをつけていくということは、これは安全性の面からも、ぜひ必要なことではないかと思っておりますので、御検討をお願いしたいと思います。

それから、公衆電話に関してですが、先ほどの御説明の中で、通信手段の変化、あるいは民営化に伴って、採算性を考えて外していかれるということは、十分に私も理解をしておりますし、NTTも民間の会社ですので、それはやむを得ないんじゃないかと思いますが、先ほど祐徳稲荷神社の例を一つ出しましたけれども、じゃあ蟻尾山公園に公衆電話がどこにあるのかなと思いつかべたときに——屋外に公衆電話がどこにあるのかと思いつかべたときに、皆さん考え浮かびますか。陸上競技場の中には何かあったような気がしますけれども、外には公衆電話は恐らくないんじゃないかと思っております。そのようなところが市内にも何か所か必要だけでも、設置をされていないというところがあるんじゃないかと思っております。そのようなところは、携帯電話があれば携帯電話でいろんな連絡を、子供たちが競技場へ行って、迎えを呼ぶときに、屋内の電話を使ったり、あるいは携帯を持っている方に借りてかけたりする、そのようなこともあろうかと思っておりますが、もし電話を借りる方もいないということで、外部にいた場合に、じゃあ、どのような連絡方法があるのかなと考えたときに、ちょっと不安に襲われることがあるわけですね。

そのようなことで、いわゆる公衆電話の適正な配置というのは、これはNTTがやるべきものなのか、行政がやるべきものなのか、その辺のところを整理していただいて、将来的には公共の場所で、必要な場所には市が負担をしてでも設置をする必要があるんじゃないかと

ということで問題提起をしたいと思います。御所見をいただきたいと思います。

最後に、教育の問題ですが、東部中学校における私の表現がちょっと悪かった、「2学期型」というふうな表現をしておりましたけれども、正式には、評価を2回行う「2期制」ということで御答弁をいただきましたが、非常にメリットが多いということで、現場の方からも声を聞いておりますし、生徒の評判もいいようです。生徒に関してはテストが少ない方がいいわけですから、評判がいいのかもわかりませんが、我々の経験からいっても、中間試験があって、期末試験があって、また2学期もそのような形で中間、期末、3学期に期末と5回試験があったわけですね。その回数がこのことによって減ってくるということで、今試験休みというのは部活動の試験休み等がありますが、全体的に、やはりゆとりのある形での学校生活を送れるのではないかとということで、私もこのことは評価をしたいと思いますので、今後、この事業を東部中だけではなくて、西部中学校、あるいはほかの小学校等にも広げていかれる考えがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、市街への流出状況ということで、地元の表現を「鹿島市内」というふうに私が言いましたので、鹿島市内の学校には53%とお答えいただいたわけですがけれども、私が頭に浮かべているのは、藤津・鹿島、近隣の学校は地元というような理解の中で、それ以外の佐賀ですとか、県外に出ている中学生のことをお尋ねしたかったわけですが、中学生の問題はそれでいいとして、小学生でも致遠館中学に9名受験をしたと。たまたま今回入学をしていかれる方はいらっしゃらないということですが、これが、今言われているように、近くに、西部学区のどこかに中高一貫の中学校ができた場合に、今度は近くなりますので、かなり流出をしていくだろうというようなことが考えられます。それを防ぐためには、いわゆる鹿島市内の中学校、あるいは近郊の高等学校の中身をよりいいものにしていかなきゃならないだろうということでの質問をいたしましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、魅力ある学校づくりということでひとつ提案をさせていただきたいんですが、週5日制に伴って、休日が増加をいたしました。その休日の増加は、部活動の練習や試合の増加に——そのような方向にもつながっておりますが、子供たちにとっては、ゆとりや遊びの時間がふえてよかったというふうなことで評価がされております。

私は、人間的な幅を持たせるために、一つの部活動だけではなくて、補助的に体育系のクラブに所属をしている子供たちは文化系を、文化系のクラブに所属をしている子供たちは、体育系を選択できるシステムづくりはできないかということを中心に考えております。

例えば、平日の放課後、週1日、総合的な学習として取り組んでいくことができないのか。これが休日になりますと、社会体育というか、学校以外の問題も絡んできますので、また複雑な問題になってくると思いますので、平日であれば、週5日制の土曜日の分が、練習時間がふえるわけですから、平日の1日をそのような形でできないものかというふう考えるこ

とがしばしばあります。

なぜかといいますと、私自身、中学校時代野球をやっておりましたが、音楽がやりたくてしようがありませんでした。しかし、二つのクラブは両立できないのでやれなかったわけですが、もしそのような学校生活を送っていたら、違った人生を歩いたかもしれないという思いがございますので、このことは非常に大きな問題というか、非常に難しい問題だと思いますが、教育長の御所見をいただきたいと思います。

○議長（中島邦保君）

山口農林水産課長。

○農林水産課長（山口賢治君）

(3)の水産資源の回復と漁業振興、①のしゅんせつや海底掘り起こしによる改善はということでございますが、1回目に答弁する部分が抜けておりましたので、あわせてお答えをさせていただきます。

川副町と諸富町では、アサリなどの潮干狩りが盛んに行われております。近年、漁獲量が減ったということで、その町の沖合のアサリが生息する海底の砂地を、平成14年度に6平方キロをトラクターなどを用いて耕うんされたということを聞いております。

早速、地元の方にお伺いいたしましたところ、漁場環境保全創造事業ということで、総事業費30,000千円で実施をされておりました。効果についてお尋ねをいたしました。アサリとノリの増産の目的でしたということでございます。はっきりした数字では出ていないけど、一、二年後にはもっと効果が出てくるんじゃないだろうかということで、はっきりした数字は発表されませんでした。

それから、鹿島市漁協におきましても、今年度海底の清掃も兼ねた耕うん作業を実施されております。この効果については、組合の方にお尋ねしましたが、はっきりとは言えんばってんが、ノリについてはよかったんじゃないだろうか、そういう見方をしておりますということです。

魚介類につきましては、一、二年経過を見て、その効果測定を行いたいということございました。また、ノリ協業化モデル経営体設置事業につきましては、現在までに市内に9カ所、9協業体が生まれております。15年度でも、浜地区から申請がっておりますので、県に対しまして積極的に働きかけてまいりたいと思っております。

また、アサリ床耕うんとか、海底耕うん、それから海底の清掃、魚礁網がかり除去、浮遊物除去等については、県の方でも計画をされておりますし、市といたしましても、アゲマキの生育調査を初め6件、それから、漁協が海底耕うんと航路しゅんせつなど8件を要望しております。県などと十分に連携をしながら、資源の回復と漁業の振興に努めてまいりたいと思います。

また、バイパス沿いの農地の利活用につきましては、農業の振興と、そしてまちづくりを

多面的な方向から検討して、その中で基本計画の策定をしてまいりたいと、そういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、2回目の質問に答えたいと思います。

まず、人口密度の件で御質問をいただきましたけれども、確かに、今現在やっております公共下水道の計画区域内の平均的な人口ということは、ヘクタール当たり30人ということで、逆に計算すれば出てくるわけですが、公共下水道につきましては、人口の制限はございません。

先ほども申しましたように、公共下水道は都市計画区域内というふうなことでございまして、大きさで言いますと、特定環境保全公共下水道よりも規模が大きいというふうなとらえ方をいただければ結構ではないかと思えます。

それと、下水道区域以外の排水対策ということでございますけれども、これは区域外は合併処理浄化槽で対応したいと考えております。

それと、市町村型合併処理、これは確かに、今議員おっしゃいましたように、設置者側から見ますと、市民の方については負担が、従来の個人設置に比べますと設置費の10の1ですが、個人型ですと設置費の約6割を負担しなければならないというふうなことでございます。逆に、この市町村型をやりますと、市の負担がほぼ逆転するような形での負担になるわけでございます。

市町村型の取り組みについてはという御質問でございましたけれども、この設置の条件、取り組みの条件といたしましては、原則として一定地域内の全戸というようなこと。それから、当該年度内、つまり単年度に20戸以上の住宅に整備すると。それと、適正な維持管理を確保するため、住民等の協力態勢が整っていること。それと、市の公営企業として実施し、適正な料金を徴収するというようになってございまして、ここら辺については財政的な問題等もございしますので、今後どうなるか。ただ、考えられることは、中木庭ダムから将来的には水道水の計画がございすけれども、そういった地域での取り組み等は、今後出てくるのじゃないかなということは考えられると思えます。

それから、祐徳処理区の問題として、何年ごろ着工できるかというような御質問でございますけれども、先ほども申しましたように、まず認可拡大ということで考えております。鹿島南部ですね。祐徳処理分区は上流部分に位置しておるわけでございますので、まず、下流部の幹線管渠、あるいは汚水ポンプ場の整備を先に整備しなければならないというようなこともございすし、現在の投資額といいますか、財政的な問題もありまして、着工年度をい

つからというふうなことは、今の段階では明言はできかねます。

それから、観光地という特殊事情を勘案して、他の事業というふうなことでございます。コミュニティーとか市町村型合併処理事業との検討ということでございますが、コミュニティー・プラントの採択基準には、公共下水道区域外というのが入っておりまして、一応祐徳処理区は公共下水道の区域内にありますもんですから、これは取り組めないということでございます。

それと、公共下水道と市町村型合併浄化槽との検討ということでございますが、公共下水道の見直し作業の中で、浜の北部、南部、それと、祐徳の3処理分区については、合併処理浄化槽による経済比較を検討しております。

その中で、建設費、それから維持管理費の公共負担分を1人当たり負担費等に換算、検討した結果、汚水整備のみ、あるいは先ほど申されました汚水プラス雨水整備でも、公共下水道で実施するのが有利であるというような結論が出ております。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

山本都市建設課長。

○都市建設課長（山本克樹君）

街路灯の設置に関しまして、今紹介がありましたような規定はつくっておりません。

基本的には、先ほど申し上げました通達に沿って設置をしているというのが現状でございます。

御質問のように、まだ設置すべきところがありはしないかというふうなことでございます。

今後、設置基準に照らしながら、夜間交通上特に危険な箇所、こういったところを重点的に再度点検を行いながら取り組んでいく必要があると思います。

したがって、当面は、特に規定までは設けなくて、今までのやり方で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中島邦保君）

出村総務部長。

○総務部長（出村素明君）

公衆電話の設置についての2回目の質問にお答えをしたいと思いますけれども、先ほど申し上げますように、民営化になったということから、採算性の面から撤去をされるのはやむを得ないというのは、これは議員さんも御理解をいただいているようです。

そういう中で、NTTさんの一つの基準といいますか、現在、この取り付けの際、あるいは取り外しの基準というのが設けられているようですので、少しお話をしてみたいと思いますけれども、まず、1台当たりの維持経費ですね。これは多分、ボックス型公衆電話だと思

いますけれども、月々20千円ぐらいかかるということになっております。

そういう中で、どうしてもやっぱり利用頻度といいますか、月にして4千円以下については、やはり取り外しをお願いしていると、こういう現状であります。

ちなみに、当市の施設で設置している利用料金で申し上げますと、市役所の本庁で大体月4,500円、それから、福祉会館が1,500円、市民会館で2,300円、エイブルで10千円と、こういう状況下にあります。あと、公衆電話を設置したところは、学校、小・中学校はすべて緑の公衆電話ということですが、これは利用までは調べておりません。

そのほか、地区公民館については、以前、緑の電話があったわけですがけれども、現在はすべてピンク電話に切りかわっておると、こういう現状です。

そこで、公共施設については、市費でも設置をすべきであるということでございますけれども、先ほど申し上げておりますとおりに、利用頻度という問題もありますし、なかなか現時点では、そこまでは非常に難しいというふうに思っております。

ちなみに、取り外した公衆電話について、ピンク電話という方法もありますが、これについては、設置費が独自に100千円程度かかるというふうに言われておりますし、テレホンカードが使えないということもあります。

そういうこともありまして、現時点ではなかなかそこまではいけないということでもあります。

○議長（中島邦保君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

2回目の御質問、3点あったかと思えます。

まず、1点目、東部中で現在施行しております2期制を市内の小・中学校に広げていく考えはないかということではありますが、結論的にはもう少し様子を見たいというところであります。

東部中の場合、この評価に視点を当てた導入でありますので、いわゆる中学校が教科担任制で、小学校が学級担任制という違いの中で、いわゆるこの2期制の目的でありますゆとりある教育活動という考え方がいかに特色として出せるか、このあたりをもう少し時間をかけて整理をしていく必要があろうというふうに思います。現行の3学期型をさらに充実させる努力とともに、先進的な試みとして動き始めた東部中学校のいわゆる2期制の実践、これを支援しながら、市内小・中学校の活性化につなげていければというふうに思っております。

それから2点目の、今後高校の再編等の一環で、近隣に中高一貫校等が存在した場合はどうかということだと思います。

当然、今よりも動きは活発になってくることは予想されます。中学校までは、もちろん義務教育でありますので、いわゆる就学に責任を負う保護者の判断として、選択の幅が広がる

ということは事実であります。鹿島市の教育行政にかかわるものとしたしましては、市内の学校はもちろん大切でありますし、また在籍する子供も、卒業していく子供たちへの思いもひとしおのものがあります。

どんな時代、どんな変革があろうとも、特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりへのたがを緩めることなく、高校への働きかけとともに、いわば競争力に耐え得る地元の小・中学校、あるいは子供たちの育成に今までどおり、また今まで以上に心してやっていきたいというふうに思っております。

3点目の魅力ある学校生活にするために、例えば、文化系、あるいは体育系などの複数のクラブの経験をさせるようなことはどうかというような、いわば御提言であったかというふうに思っております。

一つの例として、紹介を含めて申し上げますならば、小学校の特別活動領域には、共通の興味や関心を追求するねらいということで、クラブ活動というのがあります。これは、時間割上でもセットされておまして、年間約15ないし20時間程度、その種の機会が設けられております。

例えば、文化系では手芸、図工、読書、英会話、体育系ではバドミントン、水泳、バスケットなどの球技でありますけれども、放課後行われております、いわゆる社会体育などは、これは別個のものでありまして、二つ以上に取り組みするシステムは整っているわけでありませぬ。

一方、中学校では、平成13年度までは、週1時間のクラブ活動が授業として位置づけをされておりましたけれども、そのときは、小学校同様可能であったわけですが、学習指導要領の改訂によりまして、今年度からほかの方法で試みているところであります。

そこで、既にやっているところもありますが、総合的な学習、あるいは選択教科、こういったものなどで、例えば、「郷土を知る」という題材での鹿島錦、あるいは日本伝統のわざ、音楽に触れるということでのお茶とか、書道、あるいは邦楽等の、どちらかというところ、これまでよりもかなり幅広い分野で学校教育の中で取り扱えるようになったというメリットもありますので、このあたりを拡充しながら、議員御指摘の方向性に沿えるよう努力をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中島邦保君）

5番中村雄一郎君。

○5番（中村雄一郎君）

それでは、3回目の質問をさせていただきますが、時間があと五、六分しかないようですので、2点だけ質問と要望という形でしたいと思います。

今回有明海再生計画の中で新しい法律が施行され、県としても推進をされると。そういう

中で、下水道事業の見直しをしたらどうですかというような提案をしたわけですが、今年度、昨年でしたか、下水道計画の見直しがされたばかりですので、非常に取り組みづらい面もあるかと思えますけれども、先ほども祐徳処理区の問題に関して申し上げますと、コミュニティー・プラントは下水道区域外じゃないと取り組めないということですね。祐徳処理区の場合、区域内に入っていますので、取り組めないということは十分に認識をしております。

また、市町村型合併処理事業に関しても、これも恐らく区域内外じゃないとだめなんじゃないかと思えますけれども、今回見直しがされたばかりですから、すぐにというわけにはいきませんが、長期的に、先ほどの御答弁でいくといつ着工できるかわからないということですので、より確実な手法も並行して検討をされるべきではないかということで御質問をいたしましたので、そここのところをまとめて御答弁をいただければと思います。

それと、街路灯等の設置に関しましては、これは冒頭に申しましたように、いわゆる町を見る目線というのが、歩行者の場合と車の場合では全く違うという、そこからスタートをしておりますので、今いろんな形で「いやし」ですとか、「やすらぎ」、「ゆっくりズム」だとか、「健康」なんかがキーワードになっています。「歩いてみたいまちづくりを」というのが一つのまちづくりのテーマみたいになっておりますので、そのような視点から質問をさせていただきます。

御所見があればお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中島邦保君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、有明海再生特措法の問題であります。これは琵琶湖の再生のことをちょっと思い浮かべました。武村さんが滋賀県知事るときに手がけられまして、すばらしい水質を、環境を取り戻したということでありますので、有明沿岸地域一体となって、昔のような有明海の環境を取り戻すべく、我が鹿島市も頑張っていきたいと。鹿島市は既に先駆的な試策をやっているわけですが、沿岸の自治体と一緒に、なお推進をしていきたいというふうに思います。

また、祐徳処理区のことですが、計画というのは、変更はあり得るという前提で考えておかないといけないと思いますので、先ほどの提案に対しましては、我々も今後なお検討をしながら進めていかなければならないことだというふうに考えております。

それから、207号バイパスの用途地域の問題ですが、あそこの御神松ニュータウンは6.4ヘクタールだったと思いますが、わずか二、三年の間にあれだけの店舗が張りついたら。確かに一部は、中心市街地からの移転がございました。しかし、大部分は外からの誘致というふうなことでありますので、こういう例を考えてみましても、やはり私たちは、

農業振興という点を基本に据えながら、この土地の有効利用というものについて、今後テーマに乗せていきたいというふうに思います。

○議長（中島邦保君）

以上で5番議員の質問を終わります。

これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。次の会議は明日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時28分 散会